

上尾市個別施設管理基本計画



(仮称) 子ども・子育て支援複合施設

令和3年3月改訂

上 尾 市

(余白)

<目次>

第1編 公共建築物管理基本計画

第1章 計画の目的等	1-1
1. 計画の目的	1-1
2. 計画の位置づけ	1-1
3. 計画期間	1-2
4. 目標設定	1-2
5. 対象施設	1-3
第2章 計画の実行	1-4
1. 実施条件	1-4
2. 進捗管理	1-5
3. 実施計画の策定等	1-6
第3章 維持保全	1-8
1. 維持保全の意義	1-8
2. 維持保全体制	1-8
3. 保全計画及び実務	1-10
第4章 マネジメント行程表	1-11
1. 全体行程表	1-11
2. 施設類型別行程表	1-15

第2編 都市基盤施設管理基本計画

総論	2-1
1. 計画の目的	2-3
2. 計画の位置づけ	2-3
3. 計画期間	2-4
4. 目標設定	2-4
5. 実施条件	2-4
6. 進捗管理	2-5
7. 実施計画の策定等	2-6
I 道路・橋りょう管理基本計画	2-9
第1章 計画概要	2-11
1. 対象施設	2-11
2. 実施計画の位置づけ	2-11
第2章 維持管理	2-13
1. 行動内容の規定	2-13
2. 維持管理の手法	2-13
3. 維持管理の内容	2-15

4. その他	2-16
第3章 マネジメント行程表	2-17
1. 道路	2-17
2. 橋りょう	2-17
3. 道路附属物等	2-17
II 公園管理基本計画	2-20
第1章 計画概要	2-22
1. 対象施設	2-22
2. 実施計画の位置づけ	2-22
第2章 維持管理	2-23
1. 行動内容の規定	2-23
2. 維持管理の手法	2-23
3. 維持管理の内容	2-25
第3章 マネジメント行程表	2-26
1. 総合公園、地区公園	2-26
2. 近隣公園、街区公園、都市緑地、その他公園	2-26
III 河川管理基本計画	2-29
第1章 計画概要	2-31
1. 対象施設	2-31
2. 実施計画の位置づけ	2-31
第2章 維持管理	2-32
1. 行動内容の規定	2-32
2. 維持管理の手法	2-32
3. 維持管理の内容	2-33
4. その他	2-34
第3章 マネジメント行程表	2-35
1. 河川管理施設	2-35
2. 河川	2-35
IV 上水道管理基本計画	2-38
第1章 計画概要	2-40
1. 対象施設	2-40
2. 実施計画の位置づけ	2-40
第2章 維持管理	2-41
1. 行動内容の規定	2-41
2. 維持管理の手法	2-41
3. 維持管理の内容	2-42
第3章 マネジメント行程表	2-43
1. 庁舎	2-43
2. 水道施設	2-43

V	下水道管理基本計画	2-45
第1章	計画概要	2-47
1.	対象施設	2-47
2.	実施計画の位置づけ	2-47
第2章	維持管理	2-49
1.	行動内容の規定	2-49
2.	維持管理の手法	2-49
3.	維持管理の内容	2-51
4.	その他	2-53
第3章	マネジメント行程表	2-54
1.	管路施設	2-54
2.	ポンプ施設	2-54

(余白)

第1編 公共建築物管理基本計画

(余白)

第1章 計画の目的等

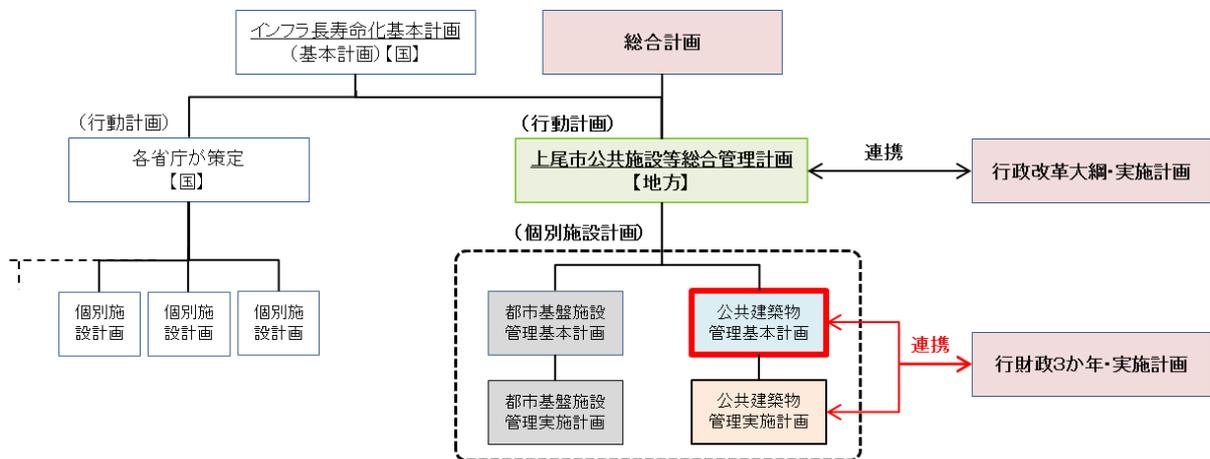
1. 計画の目的

公共建築物管理基本計画（以下、「本計画」という。）は、公共建築物に係るマネジメントの実務規定及び個別具体的な施設（以下、「個別施設」という。）の取り組みについて体系的に定め、上尾市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）で掲げる公共建築物のマネジメントの実行を目的としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、短期的なアクションプランとなる公共建築物管理実施計画（以下、「実施計画」という。）と合わせて総合管理計画の下位計画であり、国の『インフラ長寿命化基本計画』（平成 25 年 11 月 25 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の体系における本市の個別施設計画に該当します。

また、本計画及び実施計画は、行財政運営上の観点から行財政 3 か年実施計画（以下、「行財政 3 か年」という。）と密接に連携するものです。



図表 1-1 計画体系及び位置づけ

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28(2016)年度を開始年度とする令和 37(2055)年度までの 40 年間とします。また、実施計画の計画期間は 1 期につき 5 年間とし、以後本計画の計画期間中にわたり更新します。



図表 1-2 基本計画の計画期間

4. 目標設定

(1) 目標の設定

総合管理計画では、公共建築物の今後 40 年間の更新費用推計が約 1,792 億円と過去 10 年間の投資水準の約 1.5 倍に上ることを踏まえて、「40 年間で経費の 35%を削減する」を目標としており、本計画ではこの達成に必要な効果額を生み出すとともに、投資の平準化を図ります。

(2) 効果額の考え方

本計画における効果額については、マネジメントにより計画的に生み出される更新及び維持保全に係る経費や維持管理費などライフサイクルコストにおける経費の削減に加え、不要資産の処分等歳入確保を含みます。

5. 対象施設

(1) マネジメントの対象

マネジメントの対象は、9つの施設類型の各用途に含まれる全ての個別施設とし、台帳等による一元管理のほか安全確保等の供用継続に必要な措置を講じていきます。

区分	施設類型	類型の説明	用途
公共建築物	(1) 行政施設	市の行政事務を行うための公用の機能または建物で、主に庁舎等の事務所系の施設類型	庁舎、支所・出張所、消費者相談施設、消防署・分署
	(2) 文化・社会教育施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に文化活動や社会教育を目的とした施設類型	集会場、図書館、公民館・集会所、倉庫、展示場
	(3) スポーツ・レクリエーション施設	公共の用に供するための機能または建物で、主にスポーツや余暇に利用される施設類型	健康増進施設、体育施設
	(4) 保健・福祉施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に保健や福祉を目的とした施設類型	福祉拠点施設、障害福祉施設、老人福祉施設、高齢者支援施設、保健センター、診療所
	(5) 児童施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に児童や青少年の育成等を目的とした施設類型	児童発達支援施設、学童保育所、青少年育成施設、児童館
	(6) 保育施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に乳幼児及びその家族に利用される施設類型	保育所、子育て支援施設
	(7) 学校教育施設	公共の用に供するための機能または建物で、主に学校教育を目的とした施設類型	小学校、中学校、幼稚園、給食調理場、その他教育施設
	(8) 公共交通施設	公共の用に供するための機能または建物で、公共交通を補完する施設類型	駅関連施設、自転車駐車場
	(9) その他の施設	上記類型には含まれない単独の機能または建物の施設類型	公営住宅、医療関連施設、市民活動支援施設、防犯連絡所、ごみ処理施設、斎場、就労支援施設、地域振興施設

図表 1-3 公共建築物の施設類型及び用途

(2) 更新及び維持保全の対象

マネジメントの対象のうち、計画的な更新や維持保全の実施については、行政サービス上の必要性を考慮するとともに、規模や構造により一定の基準¹を設けて対象を絞り込み、効率的かつ効果的に実施します。

¹ 倉庫や簡易プレファブ構造、延床面積 100 m²未満の建築物。詳しくは、「上尾市公共建築物管理マニュアル」に明記。

第2章 計画の実行

1. 実施条件

(1) 公共建築物のマネジメント原則の順守

公共建築物の質と量の最適化に当たっては、総合管理計画における公共建築物のマネジメントの原則である「施設の複合化や多機能化及び更新の際に必要なとされる機能の峻別と補完により総量を縮減し、新規整備は抑制する」を徹底します。

(2) 適切な維持保全の実施

本計画で実施する更新や統廃合、多機能化、公民連携等の取り組みは、個別施設の目標耐用年数²を基準に立案します。したがって、施設カルテや保全管理システムによる点検調査や劣化診断、改修履歴といった情報管理を行うことで個別施設の状態監視を徹底し、適正に維持保全を実施することが計画成立の前提となります。

² 上尾市が構造区分別の構造的耐用年数（供用限界）を基準とする設定寿命（計画的供用期間）で、RCの場合60年。

(3) 十分な実施期間の確保

本計画での取り組みでは、目標耐用年数等により想定した実施時期を目途に、個別施設ごと十分なアクションプランの期間を設定します。このアクションプランでは、方策実現に向けた設計や工事に必要な期間を確保するほか、検討や協議、調整、調査等の準備期間を見込みます。

(4) 行財政3か年との連携

本計画で定める施策の実施には政策判断や財政投資を伴うため、行財政3か年と緊密に連携した進捗管理を行います。

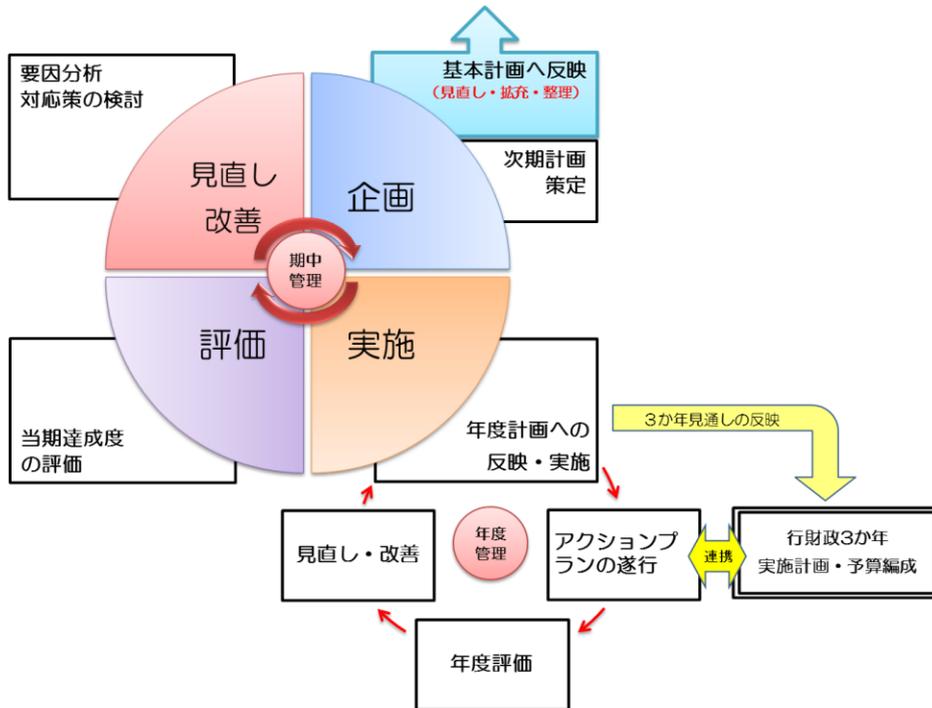
(5) 市民との情報共有

公共建築物は市民サービスの提供の場であるとの視点に立ち、個別施設の施策の実行に当たっては、情報の見える化や市民との共通認識の醸成に向けた説明会やワークショップ等の取り組みをアクションプランに織り込むように努めます。

2. 進捗管理

(1) 進捗管理の仕組み

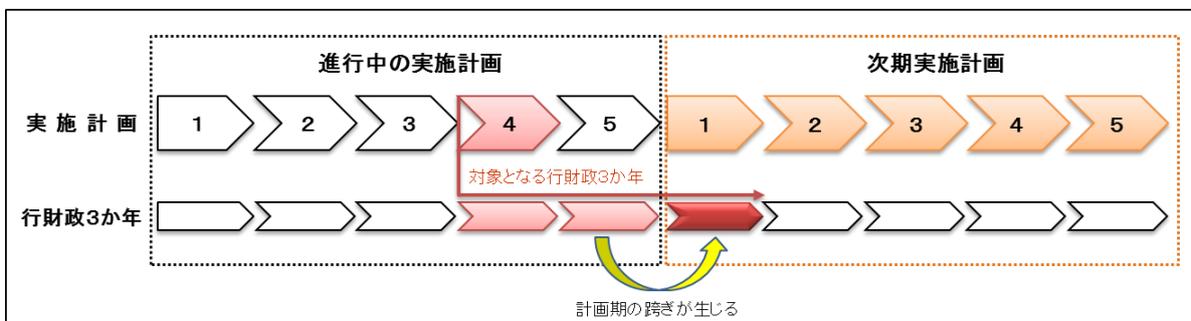
本計画は、公共建築物全体を取り扱う中長期的な視点に立った包括的な内容となっています。したがって、実務的においては実施計画によりマネジメントの進捗管理を行い、この実績に応じて見直し・拡充・整理を行っていきます。



図表 1-4 公共建築物の進捗管理（実施計画）

(2) 実施計画と行財政3か年との調整

実施計画では、アクションプランが数年にわたって遂行されます。したがって、行財政3か年との計画期間の違いが両者の連携において課題となります。これについては、実施計画の策定手順を調整することで両計画の連続性を担保します。



図表 1-5 実施計画と行財政3か年の進行の違い

(3) 進捗管理の体制

1) 計画全体の管理

本計画及び実施計画の進捗管理は、公共施設マネジメントの所管部門（以下、「マネジメント部門」という。）が、個別施設の所管部門（以下、「施設所管部門」という。）との連携の下で公共建築物全体の視点に立って統括的に実施します。

2) 個別施設のアクションプランの管理

個別施設のアクションプランは、事務事業を通して遂行されるため、その進捗管理については、施設所管部門がマネジメント部門と協力して主体的に実施します。

3) 進捗状況の評価

本計画及び実施計画の進捗状況の評価については、評価委員会が実施内容や達成度について総合的な視点から評価します。

4) 成果の公表

計画の進捗状況の評価結果については、マネジメント部門が取りまとめを行い、公共施設白書を通して市のホームページ等で公表します。

3. 実施計画の策定等

(1) 実施計画の策定期間

1) 実施計画の計画年度

本計画の計画期間における実施計画各期の該当年度は、次の図表のとおりとなります。

計画年度	第1期					第2期					第3期					第4期				
	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035
期中経過年	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
計画年度	第5期					第6期					第7期					第8期				
	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045	R28 2046	R29 2047	R30 2048	R31 2049	R32 2050	R33 2051	R34 2052	R35 2053	R36 2054	R37 2055
期中経過年	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

図表 1-6 実施計画の計画年度

2) 見込計画

実施計画と行財政3か年の円滑な連携のために、進行中の実施計画3年目に本計画の行程表に基づいて次期実施計画の素案となる見込計画を作成します。

3) 正式計画

進行中の実施計画5年目に、見込計画の内容に沿って正式計画を策定します。

(2) 策定方法

1) 事前準備

施設所管部門は、本計画の行程表に基づいて次期実施計画期間内に所管する個別施設のアクションプランが開始する場合には、これに必要な手続き項目（設計、工事、協議、市民説明会その他の調整等）とそれらの所要期間や手順、コスト等の洗い出しを行います。

ただし、アクションプラン開始の当初設定は、コストの平準化や効率性、社会情勢、計画の進捗状況などにより変更する必要があるため、これを踏まえて準備する必要があります。

2) 見込計画の作成

施設所管部門は、事前準備後、マネジメント部門と協議のうえ具体的に取り組むべきアクションプランの内容を定め、公共建築物全体で調整を図りながら見込計画を作成します。

また、行財政3か年との連携について、マネジメント部門や政策部門、財政部門との調整など必要な手続きを行います。

3) 次期実施計画（正式計画）の策定

施設所管部門は、見込計画を必要に応じて修正し、これをマネジメント部門が公共建築物全体の一体的な計画（案）として集約したうえで評価委員会の審議を経たものを次期実施計画とします。

(3) 留意事項

公共施設等の統廃合に絡む整備については、国やその諮問機関等から手引きや報告書等³、又は指針⁴が示されており、アクションプランの設定においては、これらの趣旨を踏まえた対応が必要となります。

³ 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置に関する手引き～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～」(平成27年1月27日 文部科学省)、「学習環境の向上に資する学校施設の在り方について～学びの場を拠点とした地域の振興と再生を目指して～」(平成27年11月 学校施設の在り方に関する調査研究協力者会議) など

⁴ 「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月17日付け府政経シ第886号、総行地第154号内閣府政策統括官(経済社会システム担当)、総務省大臣官房地域力創造審議官)では、整備規模等の基準により PFI 等の導入検討を優先的に行う規程策定の要請がなされた。

第3章 維持保全

1. 維持保全の意義

(1) 維持保全の目的

公共建築物の維持保全の目的は、第一に建物の健全性を保ち、市民サービスを安心・安全に提供することにあります。また、本計画におけるマネジメントが目標耐用年数を基準としていることから、これまで積み残した膨大な修繕や改修を含めて、必要最小限の投資で確実に保全措置を講じて目標耐用年数まで建物を供用可能とすることにあります。

(2) 維持保全の考え方

公共建築物は、竣工後から劣化が始まり、適正な維持保全を実施しなければ本来の機能が低下し、目標耐用年数を待たずして建替えなければならない水準に達してしまいます。本計画では、原則として安心・安全の確保や劣化の回復など機能不全の回避を最優先としており、日常点検や法定点検、建物調査、運営データの分析などにより建物の状態監視を徹底し、供用に必要な部位や設備を絞り込んで最適な保全措置を講じていきます。

大規模改修については、積み残し修繕の同時施工のメリットが高いと判断した場合や運営形態等により状態監視による保全の施工時期の設定が困難な場合、設備の陳腐化による利用率の低下や行政サービスの提供に著しく支障をきたすと判断した場合に限り、実施計画に位置付けたうえで実施します。

ただし、これら維持保全の措置については、目標耐用年数やアクションプランの設定時期に留意しながら実施内容を見極めることで、さらなる投資の抑制を図ります。

(3) 維持保全の目標

総合管理計画における計画期間の更新費用推計約 1,792 億円のうち、約 4 割が維持保全にかかる費用に相当します。この費用は、マネジメントの方向性や実施時期に大きく左右されますが、この相対的な比率の範囲内で実行することを目標とします。

2. 維持保全体制

(1) 維持保全の仕組み

公共建築物にかかる維持保全は、マネジメント部門と施設所管部門がそれぞれの役割に応じて点検や診断、運営状態を把握し、施設カルテ及び保全管理システムにより一元化された情報を基に、政策的な必要性を加味しながら、実施内容及び実施時期を決定します。この結果を翌年度以降の行財政 3 か年に反映し、実施していきます。

(2) マネジメント部門の役割

マネジメント部門は、維持保全の統括として次の役割を担います。

1) 保全情報の管理・提供

施設カルテの情報更新及び改廃のほか、保全マネジメントシステムの運用管理や個別施設の状態に関する情報提供を行います。

2) 日常点検・法定点検情報の収集

施設所管部門が実施する点検情報を収集し、一元管理します。

3) 現地調査（ヒアリング含む）

マネジメント対象施設について、建築技師が現地調査を施設所管部門のヒアリングも含めて実施し、個別施設の状態を捕捉します。

4) 施設査定

収集したデータに基づき、実施すべき維持保全の対象と内容を洗い出し、優先順位付けと概算コストの把握を行います。また、この結果については、行財政3か年との連携を図るため、財務部門に報告するとともに施設所管部門に通知します。

5) 維持保全の実施管理

工事等委託書に基づき、維持保全実施に伴う営繕実務を実行します。

(3) 施設所管部門の役割

施設所管部門の長が「その所管に属する財産を直接管理する⁵⁾」ことを踏まえ、次の役割を担います。

⁵⁾ 上尾市財産規則（昭和40年上尾市規則第16号）第4条

1) 日常点検・法定点検の実施

所管する個別施設の日常点検を行うとともに、法定点検を適切に実施し、これをマネジメント部門に報告します。

2) 運営状態の把握

電気料や光熱水費その他の維持管理コストを調査し、保全マネジメントシステムにこれらデータを蓄積します。

3) 行財政3か年との連携

マネジメント部門が実施する施設査定の結果に基づき、維持保全実施に必要な行財政3か年の申請手続き等を行います。

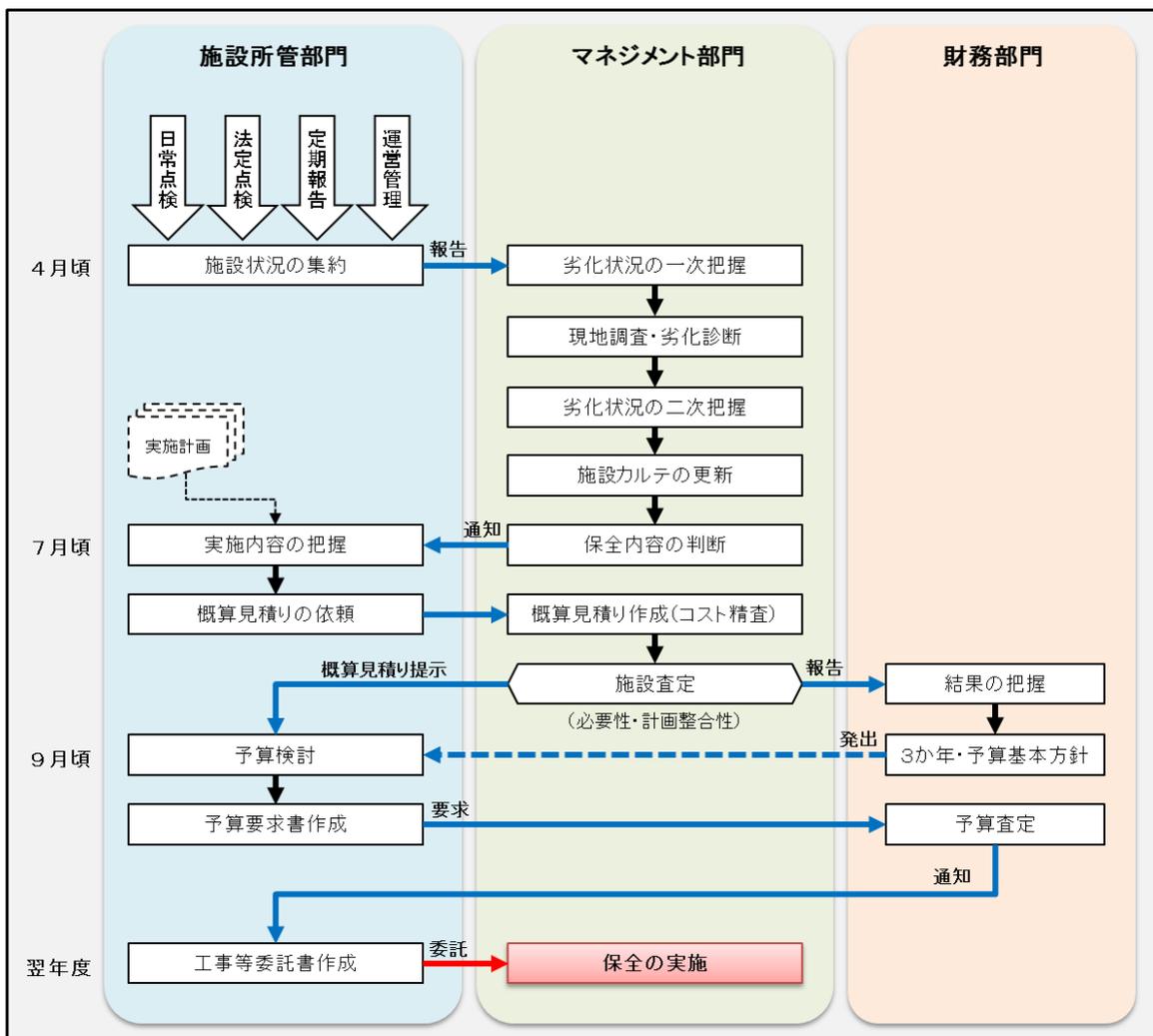
3. 保全計画及び実務

(1) 維持保全計画

公共建築物の維持保全は、本計画成立の基礎条件という位置づけであり、また、主に状態監視による手法を取るため、行程表に直接的に実施内容等を規定することは現実的ではありません。したがって、基本的には保全目標の範疇で優先順位に基づいて適宜計画化を行います。ただし、大規模改修については、その趣旨からあらかじめ計画化が可能であり、また、投資規模も大きくなることから、実施計画に位置づけたうえで実施します。

(2) 維持保全実務

維持保全の実務については、極めて技術的な側面が強いことから、詳細な内容は「公共建築物管理マニュアル」や「日常点検チェックリスト」など別に定めます。また、年間を通じた実務の流れは、概ね次のとおりとなります。



図表 1-7 維持保全実務の流れ

第4章 マネジメント行程表

1. 全体行程表

(1) 全体行程表の趣旨

全体行程表（別表1）は、計画期間（40年間）における個別施設のマネジメントの方向性について、総合管理計画の施設類型別マネジメント基本方針に基づいて公共建築物全体で網羅的に示したロードマップであり、これに沿ってマネジメントを実行します。

(2) 全体行程表の構成

全体行程表は、公共建築物の施設類型及び用途ごとに次の内容で構成します。

1) 個別基本方針

総合管理計画で規定する個別施設の基本方針（再掲）となります。

2) マネジメントの方向性

本計画の目標達成に向けて個別基本方針を踏まえ、どのような進め方でマネジメントをするかを明確化したものです。

3) 行程概要

計画期間を第1期から第4期までの前半20年間（第1期のみ別枠で表示）と、第5期から第8期までの後半20年間に分け、マネジメントの大まかな流れを示しています。

(3) 内容の変更

全体行程表は、個別施設のマネジメントの方向性を示すという趣旨から、原則として変更は行いませんが、本計画策定段階の見通しとは異なる社会環境の変化や法令その他諸制度等の変更、技術革新、同等以上の効果が見込まれる方策の提案など変更が必要となる特段の事由がある場合は、この限りではありません。

(余白)

別表1 全体行程表（ロードマップ）①

施設類型	用途	個別基本方針（総合管理計画）	マネジメントの方向性	行程概要		
				第1～4期	第5～8期	
行政施設	庁舎 広報広聴施設 消費者相談施設	・本庁舎及び庁舎第三別館は長寿命化を図りつつ、施設の有効活用や他の施設を含めた配置の見直しなどにより行政事務機能の集約化を図ります。また、庁舎別館も含めて、更新時期にあわせて複合化や更なる機能集約化を進め、規模の縮小を図ります。 ・駅前に立地するあびつと！及びプラザ館、プラザ22は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、需要と利便性を考慮した機能を設置するなど最適な活用を図ります。	○本庁舎・プラザ館⇒延命化、合理化（機能集約） ○庁舎別館⇒廃止及び除却 ○第三別館⇒目標耐用年数を用途に廃止又は用途転用 ○駅前施設⇒利活用の検討及び実施	第1期実施計画	合理化・多機能化 再配置《駅前施設》	統廃合・延命化
	支所・出張所	・支所・出張所は、行政需要に配慮しつつ、複合化や多機能化または民間施設の活用などにより適正な配置や維持管理を図ります。	○支所⇒所在施設（主たる施設）の目標耐用年数を用途に再配置（必要に応じて前倒し実施） ○出張所⇒目標耐用年数を用途に需要を見極め、再配置（既存施設又は民間施設活用を優先的に検討）		需要見極め・再配置《出張所》	再配置《支所》
	消費者相談施設	・消費生活センターは、コミュニティセンターの方針に沿って配置の最適化を図ります。	○庁舎の機能集約に伴って再配置			再配置
	消防署・分署	・消防署・分署は、広域化による再編を念頭に、重複する業務を一本化するなどの機能の集約化を図ります。 ・既存6施設は、計画的な修繕・改修により設備補完と長寿命化を進め、更新に当たっては、複合化や多機能化により規模の最適化を図ります。	○第8次行革（消防広域化）検討結果の遂行 ○東署・西署⇒延命化 ○分署⇒延命化。一部移転更新	第8次行革	行革検討結果の遂行 移転更新	延命化
文化・社会教育施設	集会場	・集会場3施設は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。また、更新に当たっては、複合化や多機能化、統廃合なども考慮して配置の最適化を図ります。	○3→2施設へ統廃合（又は用途転用） ○文化センター⇒リニューアル及び延命化。更新は複合化による（PFIを前提） ○コミュニティセンター⇒リニューアル及び延命化	第1期実施計画	延命化	延命化・統廃合・更新
	図書館	・図書館は、図書館サービスの継続を前提に、計画的な修繕・改修・更新を実施します。 ・図書館の更新に当たっては、図書館分館及び公民館図書室を含め、今後の利用動向や電子図書館サービスへの対応なども考慮して、規模の最適化を図ります。	○第8次行革（運営の委託化）検討結果の遂行 ○本館⇒計画的な修繕・改修・更新 ○分館・図書室⇒所在施設（主たる施設）の目標耐用年数を用途に統廃合・再配置	第8次行革 第1期実施計画	行革検討結果の遂行 統廃合・再配置	
	公民館・集会所	・公民館・集会所は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、地域性や高齢化などによる需要の変化を見据えながら、規模や配置の最適化を図ります。	○各施設の合理化・多機能化による所要面積の見直し ○見直し結果に基づく統廃合・再配置（学校教育施設又はその敷地を前提） ○原市集会所⇒現地での単独建替えは行わない	第1期実施計画	統廃合《集会所》	統廃合・再配置《公民館》
	倉庫	・文化財収蔵庫は、他施設の有効活用により移転統合を進めます。	○統廃合・機能集約（既存施設の利活用）	第1期実施計画	機能集約	
	展示場	・ギャラリーは、芸術・文化の発信施設として、規模や配置の最適化を考慮しながら現状の機能を維持します。	○所在施設（主たる施設）の老朽化に伴って再配置を検討 ○管理運営方法の見直し		管理運営見直し・再配置	
スポーツ・レクリエーション施設	健康増進施設	・健康増進施設は、利用状況など需要の変化を考慮しながら、サービスの維持に必要な修繕を実施します。 ・健康増進施設の維持管理経費が過大となる場合は、設置目的や必要性を見極め、維持管理方法の見直しを行います。	○プラント系併設施設⇒単独計画の策定・実施 ○市民農園⇒公民連携（PPP）の推進	第1期実施計画 （単独計画策定） 《プラント系併設施設》	単独計画の遂行《プラント系併設施設》	公民連携（PPP）推進《市民農園》
	体育施設	・市民体育館は、「上尾市防災計画」の防災副拠点として、防災中樞拠点（市役所）のバックアップの役割も担っているため、計画的な修繕・改修による長寿命化及び更新により施設を維持します。 ・その他の体育施設については、利用状況など需要の変化を考慮し、施設ごとに設置目的や必要性を見極め、施設の総量を調整します。	○市民体育館⇒延命化。更新は複合化による（PFIを前提） ○その他体育施設⇒事後保全		延命化《市民体育館》 事後保全《その他体育施設》	更新（PFI）《市民体育館》 事後保全《その他体育施設》
保健・福祉施設	福祉拠点施設	・総合福祉センターは、計画的な修繕・改修等により長寿命化を図り、需要に見合った最適な施設利用を行います。 ・その他の拠点施設は、更新に当たって機能の必要性を見極め、民間を含めた他の施設の活用や統廃合、多機能化など維持管理手法を見直します。	○他施設の活用、統廃合 ○総合福祉センター⇒延命化・設置施設の再検討	第1期実施計画	統廃合 公民連携（PPP）推進	延命化・設置施設の再検討
	障害福祉施設 老人福祉施設	・多夢向及びピュアスマイルは、サービスの維持に必要な修繕を実施するとともに、運営方法の精査により効率的な維持管理を図ります。	○ことぶき荘⇒第8次行革（見直し）検討結果の遂行 ○恵和園⇒公民連携（PPP）の推進 ○多夢向・ピュアスマイル⇒運営形態見直し	第8次行革	行革検討結果の遂行 運営形態の見直し《多夢向・ピュアスマイル》	公民連携（PPP）推進《恵和園》
	高齢者支援施設	・シルバー人材センター、及びワークプラザかみひらは、サービスの維持に必要な修繕を実施するとともに、運営方法の精査により効率的な維持管理を図ります。	○目標耐用年数を用途に統廃合 ○公民連携（PPP）の推進		統廃合	公民連携（PPP）推進
	保健センター 診療所	・保健センターは、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、少子高齢化や人口推移を踏まえ、需要に応じた規模の最適化を図ります。	○保健センター⇒2→1施設へ統廃合。空いた建築物は用途転用（目標耐用年数を用途に廃止）	第1期実施計画	統廃合 用途転用《西保健センター》	

■ 別表1 全体行程表（ロードマップ）②

施設類型	用途	個別基本方針（総合管理計画）	マネジメントの方向性	行程概要	
				第1～4期	第5～8期
児童施設	児童発達支援施設	・つくし学園は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。また、施設の更新に当たっては、少子高齢化や人口推移を踏まえ、複合化や多機能化、他の施設の活用なども含めて機能の維持と規模の最適化を図ります。	○他施設との統廃合（複合化）の検討・実施	第1期実施計画	統廃合
	学童保育	・公設の学童保育所は、一つの小学校区につき1施設を原則とします。 ・公設の学童保育所を設置する場合は、既存施設の活用を優先的に検討します。	○学校教育施設の再編計画と連携した統廃合 ○支援の単位超過については、既存施設（余裕教室等）又は民間施設等を活用	第1期実施計画	統廃合・再配置
	青少年育成施設 児童館	・青少年センター及び少年愛護センターは、機能の維持を前提として庁舎別館の方針に沿って配置の最適化を図ります。 ・児童館は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、多機能化等による施設の有効活用を検討します。	○青少年センター・少年愛護センター⇒複合化等による再配置 ○児童館⇒延命化（多機能化の検討）	第1期実施計画 《青少年・少年愛護センター》	延命化・多機能化《児童館》
保育施設	保育所	・現状は保育需要に対する供給が不足し、いわゆる待機児童は解消されていない状況ですが、今後は子ども・子育て支援新制度の事業推進や少子化などの社会動向により需要の減少が予測されるため、公・私立認可保育所の計画的な定員管理を図りつつ、必要な施設の更新や統廃合を図ります。 ・公立保育所は、地域の状況やニーズを十分考慮しながら配置の最適化を進めます。	○第8次行革（委託化）検討結果の遂行 ○16→7施設程度へ統廃合（待機児童解消の進捗により時期等調整）	第8次行革 第1期実施計画	行革検討結果の遂行 統廃合・延命化
	子育て支援施設	・子育て支援センターは、上尾西保育所の方針に沿って配置の最適化を図ります。	○第8次行革（委託化）検討結果の遂行 ○所在施設（主たる施設）の目標耐用年数に関わらず、移転を検討（民間施設も選択肢）	第8次行革	行革検討結果の遂行 移転検討
学校教育施設	小学校 中学校	・学校は、余裕教室や転用可能教室を他の用途へ転用するなど、学校用途に限定しない広い視点での有効活用を図ります。 ・児童・生徒数が減少している学校については、通学区域の見直しや財産処分を経て、他の用途への転用、減築や統廃合も含めて規模の最適化を進めます。また、学校は防災拠点や地域の交流の場になっていることを考慮し、多機能化を図ります。 ・学校は、長寿命化を図ると同時に非構造部材の耐震化や更新の際の他用途との複合化、防災力強化の検討も図ります。	○第8次行革の検討結果の遂行 ○学校施設の再編計画を策定（第1期実施計画） ○児童数や地域の実情に応じて、学校数及び規模の適正化を図る。	第8次行革 第1期実施計画 （再編計画策定）	行革検討結果の遂行 再編計画の実行 再編計画の実行（見直し）
	幼稚園	・幼稚園は、需要を見極めながら、機能の維持に必要な修繕を実施します。	○第8次行革（見直し）検討結果の遂行 ○老朽化が顕著な棟の応急対応（他施設の活用も考慮）	第8次行革 第1期実施計画	行革検討結果の遂行 検討結果に基づく維持管理
	給食調理場	・中学校給食共同調理場は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。	○調理方式を含む管理運営方法の見直し ○現行方式で継続する場合は更新（PFIを前提）		管理運営見直し 更新（PFI）
	その他教育施設	・教育センターは、機能の維持を前提として、庁舎別館の方針に沿って配置の最適化を図ります。	○既存施設の活用による再配置	第1期実施計画	
公共交通施設	駅関連施設 自転車駐車場	・公共交通施設の附属施設は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。 ・自転車駐車場は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図りつつ、更新に当たっては、民間活用などにより、更新や維持管理に係る経費の削減を図ります。	○公共交通施設の附属施設⇒予防保全 ○自転車駐車場⇒公民連携（PPP）の推進・更新（PFIを前提）	予防保全《公共交通施設の附属施設》	管理運営見直し・公民連携（PPP）
その他の施設	公営住宅	・再開発住宅及びコミュニティ住宅は、設置目的を考慮し、機能維持を目的とした修繕を実施し、更新は行わないものとします。また、需要を見据えながら、施設の利活用も図ります。	○管理運営手法の見直し・利活用の検討 ○目標耐用年数を目標に統廃合		管理運営見直し・統廃合 利活用の検討
	医療関連施設 防犯連絡所 地域振興施設	・医療センターは、機能維持を目的とした修繕を実施し、施設の災害時機能の拡充による災害時の医療救護の拠点など活用方法を検討します。 ・上平防犯連絡所は、複合化や多機能化を踏まえた更新計画を策定、実施します。 ・商工会館は、機能維持を目的とした修繕を実施し、大規模改修や更新については、施設の実情などによって判断します。	○防犯連絡所⇒再配置 ○医療関連施設⇒公民連携（PPP）の推進・運営形態見直し ○地域振興施設⇒設置経緯を踏まえた公民連携（PPP）の推進・運営形態の見直し	第1期実施計画 《防犯連絡所》 《地域振興施設》	公民連携（PPP）・運営形態の見直し
	市民活動支援施設 就労支援施設	・市民活動支援センター及びワークプラザあげおは、プラザ館の方針に沿って配置の最適化を図ります。	○市民活動支援センター⇒既存施設の活用による再配置・公民連携（PPP）の推進 ○ワークプラザあげお⇒広域連携の推進・再配置の検討	第1期実施計画 《市民活動支援センター》	公民連携（PPP）《市民活動支援センター》 広域連携・再配置の検討
	ごみ処理施設 斎場	・ごみ処理施設は、計画的な修繕・改修による長寿命化やPFI導入など様々な手法を検討し、経費削減と平準化に最も効果のある更新計画を策定、実施します。 ・上尾伊奈斎場つつじ苑は、計画的な修繕・改修により長寿命化を図ります。	○ごみ処理施設⇒第8次行革（ごみ処理広域化）検討結果の遂行・単独計画の策定実施（更新はPFIを前提） ○斎場⇒単独計画の策定実施（延命化）	第8次行革 《ごみ処理施設》 第1期実施計画 単独計画策定	行革検討結果の遂行《ごみ処理施設》 単独計画の遂行

2. 施設類型別行程表

(1) 施設類型別行程表の趣旨

施設類型別行程表（別表2）は、計画期間（40年間）における個別施設ごとのアクションプランの想定時期及び期間を示すもので、第2期以降の実施期計画策定の目安となるものです。ただし、本計画策定段階（初期設定）では目標耐用年数を判断基準とした言わば「実施期限」を示したものとなっているため、進捗管理の中でコストの平準化や効率性等を考慮しながら実施期間の調整を図る必要も出てきます。

(2) アクションプランの内容

個別施設のアクションプランは、原則10年間⁶で実施することを想定し、「検討～判断」の期間（約5年間）と「実施」の期間（約5年間）で設定します。この具体的な内容については、全体行程表に沿って実施計画の策定時に決定します。それぞれの期間で何をするのかについては概ね次のとおりとなります。

⁶ 目標耐用年数まで10年に満たない（実施期限に余裕が無い）個別施設はこの限りではない。また、実施内容により手順や所要期間に差があるため、実務段階では期間短縮も考慮する。

1) 検討～判断

事業実施の準備及び企画・調整の段階として、整備や運営手法の検討（PFI等の導入含む）や、市場調査、関係者協議の実施のほか、説明会やワークショップ等の開催など事業構想から事業計画案をまとめ上げる期間となります。また、最終的に事業実施の判断を行うとともに、実施に向けた予算要求その他執行手続き及びこれらに係る資料作成等を行います。

2) 実施

事業実施の実務段階として、基本設計及び実施設計、工事の施工のほか、管理運営に係る仕様書の作成及び契約準備、許認可の手続き、条例等の改訂その他の事務手続きなど、円滑な事業開始に向けた手配を行う期間となります。

(3) 表示方法について

施設類型別行程表の表示方法については、次のとおりとなります。

1) アクションプラン

設定期間について「検討～判断」・「実施」の2段階の矢羽を青色で表示します。また、第1期実施計画から開始するアクションプランは、矢羽を赤色で表示するとともに、取り組み概要であるプラン名も表示します。

なお、他の公共建築物又は民間施設内の一区画に設置されるなど主体的に建物を保有しない個別施設については、目標耐用年数の影響が比較的低いことから、それが設置される公共建築物等の目標耐用年数を基準として点線でこれを表示します。

2) 計画策定を取り組み内容とするアクションプラン

計画策定を取り組みとして設定するアクションプランについては、緑色の矢羽で表示します。本計画では、次の2つの計画策定を設定し、これに基づいてマネジメントを実行します。

ア) 単独計画

ごみ処理施設や斎場などのプラント系施設及びそれらの併設施設のように、一律に建物の構造的な寿命だけでは適切な維持管理が図れない個別施設を対象とします。

イ) 再編計画

小学校・中学校のように、全体的な枠組みで統廃合や再配置等を実施すべき個別施設を対象とします。

3) 目標耐用年数等到来年度

各個別施設の行程には、施設の設定寿命である目標耐用年数到来年度を表示（桃色）しています。また、延命化の検討が可能となるRC造の建物については、その期限となる構造的耐用年数到来年度も合わせて表示（薄茶色）しています。ただし、小学校・中学校は施設当たりの棟数が多いため目標耐用年数のみ対応します。

4) 行政改革大綱・実施計画に関する表示

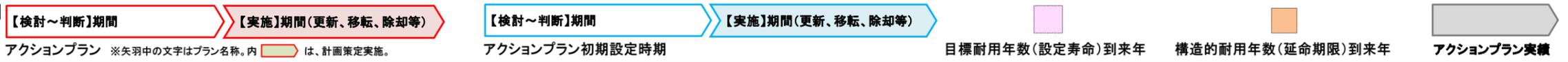
第8次行政改革実施計画の対象となっている個別施設については、本計画が行政改革大綱・実施計画と密接に連携することを踏まえて、個別施設名欄に「*」を付しています。

5) 設置形態の補足表示

先述の他の公共建築物等に設置される個別施設については、個別施設名欄に当該施設が設置される公共建築物名等を「**■**+主たる公共建築物名」の形で、また、他の公共建築物の敷地内に併設される個別施設については、「□+主たる公共建築物名」の形で設置形態が分かるように表示します。

別表2 施設類型別行程表

【凡例】



3-スポーツ・レクリエーション施設

用途	個別施設名	第1期					第2期					第3期					第4期					第5期					第6期					第7期					第8期									
		平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018	平成31年 2019	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030	令和13年 2031	令和14年 2032	令和15年 2033	令和16年 2034	令和17年 2035	令和18年 2036	令和19年 2037	令和20年 2038	令和21年 2039	令和22年 2040	令和23年 2041	令和24年 2042	令和25年 2043	令和26年 2044	令和27年 2045	令和28年 2046	令和29年 2047	令和30年 2048	令和31年 2049	令和32年 2050	令和33年 2051	令和34年 2052	令和35年 2053	令和36年 2054	令和37年 2055					
健康増進施設	健康プラザわくわくランド	単独計画の策定					※単独計画の遂行→																																							
	アグリプラザ平塚																																													
	瓦葺ふれあい広場	単独計画の策定					※単独計画の遂行→																																							
体育施設	市民体育館											老朽化対策																																		
	平方野球場																																													
	平方スポーツ広場																																													
	平塚サッカー場																																													

4-保健・福祉施設

用途	個別施設名	第1期					第2期					第3期					第4期					第5期					第6期					第7期					第8期														
		平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018	平成31年 2019	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030	令和13年 2031	令和14年 2032	令和15年 2033	令和16年 2034	令和17年 2035	令和18年 2036	令和19年 2037	令和20年 2038	令和21年 2039	令和22年 2040	令和23年 2041	令和24年 2042	令和25年 2043	令和26年 2044	令和27年 2045	令和28年 2046	令和29年 2047	令和30年 2048	令和31年 2049	令和32年 2050	令和33年 2051	令和34年 2052	令和35年 2053	令和36年 2054	令和37年 2055										
福祉拠点施設	総合福祉センター						大規模改修																																												
	向山サポートセンター											運営見直し																																							
	上尾西地域福祉センター ほほえみ						状況調査																																												
障害福祉施設	障害福祉サービス事業所 かしの木園						大規模改修																																												
	障害福祉サービス事業所 多夢向																																																		
	障害福祉サービス事業所 ピュアスマイル																																																		
	障害者就労支援センター ■プラザ館																																																		
	身体障害者福祉センター ふれあいハウス						大規模改修																																												
老人福祉施設	養護老人ホーム恵和園																																																		
	老人福祉センター ことぶき荘*						大規模改修																																												
高齢者支援施設	シルバー人材センター ■ワークプラザかみひら																																																		
	ワークプラザかみひら						機能移転(複合化)																																												
保健センター	東保健センター																																																		
	西保健センター						大規模改修(長寿命化・複合化)																																												
診療所	平日夜間及び休日 急患診療所																																																		

■別表2 施設類型別行程表

【凡例】



8-公共交通施設

用途	個別施設名	第1期					第2期					第3期					第4期					第5期					第6期					第7期					第8期				
		平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018	平成31年 2019	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030	令和13年 2031	令和14年 2032	令和15年 2033	令和16年 2034	令和17年 2035	令和18年 2036	令和19年 2037	令和20年 2038	令和21年 2039	令和22年 2040	令和23年 2041	令和24年 2042	令和25年 2043	令和26年 2044	令和27年 2045	令和28年 2046	令和29年 2047	令和30年 2048	令和31年 2049	令和32年 2050	令和33年 2051	令和34年 2052	令和35年 2053	令和36年 2054	令和37年 2055
駅関連施設	公共交通施設の付属施設	※ 予防保全による																																							
自転車駐車場	原新町自転車駐車場	[Timeline bar from 2035 to 2045]																																							
	サイクルポート南	[Timeline bar from 2028 to 2035]																																							

9-その他の施設

用途	個別施設名	第1期					第2期					第3期					第4期					第5期					第6期					第7期					第8期				
		平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018	平成31年 2019	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030	令和13年 2031	令和14年 2032	令和15年 2033	令和16年 2034	令和17年 2035	令和18年 2036	令和19年 2037	令和20年 2038	令和21年 2039	令和22年 2040	令和23年 2041	令和24年 2042	令和25年 2043	令和26年 2044	令和27年 2045	令和28年 2046	令和29年 2047	令和30年 2048	令和31年 2049	令和32年 2050	令和33年 2051	令和34年 2052	令和35年 2053	令和36年 2054	令和37年 2055
公営住宅	再開発住宅	[Timeline bar from 2028 to 2035]																																							
	コミュニティ住宅 <small>□民間施設(区分所者)</small>	[Timeline bar from 2030 to 2055]																																							
医療関連施設	医療センター	機能移転 [Timeline bar from 2020 to 2022] 除却 [Timeline bar from 2020 to 2022]																																							
市民活動支援施設	市民活動支援センター <small>■プラザ館</small>	[Timeline bar from 2038 to 2045]																																							
防犯連絡所	上平防犯連絡所	機能移転 [Timeline bar from 2022 to 2025]																																							
ごみ処理施設	西貝塚環境センター*	単独計画の策定 [Timeline bar from 2016 to 2020] ※ 単独計画の遂行→																																							
斎場	上尾伊奈斎場つつじ苑*	単独計画の策定 [Timeline bar from 2016 to 2020] ※ 単独計画の遂行→																																							
地域振興施設	商工会館 <small>□文化センター</small>	耐震補強 [Timeline bar from 2020 to 2022]																																							
就労支援施設	ワークプラザあげお <small>■プラザ館</small>	[Timeline bar from 2038 to 2045]																																							
その他	(仮)上平地区複合施設	整備 [Timeline bar from 2022 to 2025]																																							

第2編 都市基盤施設管理基本計画

(余白)

総論

(余白)

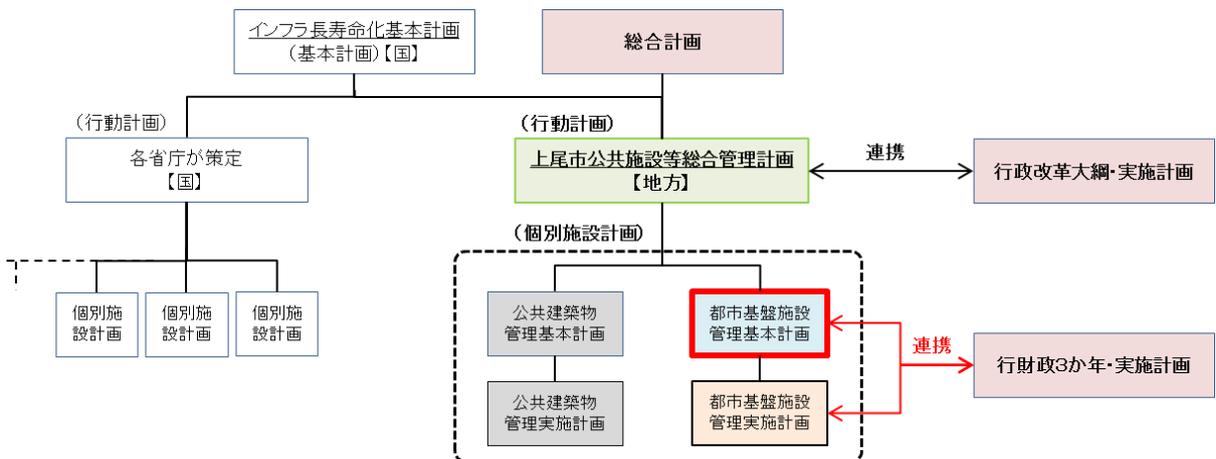
1. 計画の目的

都市基盤施設管理基本計画（以下、「本計画」という。）は、都市基盤施設（道路・橋りょう、公園、河川、上水道、下水道）の整備や維持管理に関して、具体的な目標や方針、行動内容のほか、長期的な行程表を定めることによって、上尾市公共施設等総合管理計画（以下、「総合管理計画」という。）で掲げる都市基盤施設のマネジメントの実行を目的としています。

2. 計画の位置づけ

本計画は、国の『インフラ長寿命基本計画』（平成 25 年 11 月 25 日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議決定）の体系における本市の個別施設計画に該当します。

また、本計画及び実施計画は、行財政運営上の観点から行財政 3 か年実施計画（以下、「行財政 3 か年」という。）と密接に連携するものです。



図表 2-1 計画体系及び位置づけ

3. 計画期間

本計画の計画期間は、平成 28(2016)年度を開始年度とする令和 37(2055)年度までの 40 年間とします。また、実施計画の計画期間は 1 期につき 5 年間とし、以後本計画の計画期間中にわたり更新します。



図表 2-2 基本計画の計画期間

4. 目標設定

総合管理計画では、都市基盤施設の今後 40 年間の更新費用推計が約 2,546 億円と過去 10 年間の投資水準の約 1.1 倍に上ることを踏まえて、「40 年間で経費の 10%を削減する」を目標としており、本計画ではこの達成に必要な効果額を生み出すとともに、投資の平準化を図ります。

5. 実施条件

(1) 都市基盤施設の原則の順守

本計画は、総合管理計画の都市基盤施設における原則「ライフラインの確保を最優先とし、効率的に長寿命化を進め、経費の削減と平準化を図り、都市基盤施設の新規整備・改修・更新を実施する」ことを順守し、施設の長寿命化により可能な限り既存施設の供用を継続させ、コストの徹底した縮減と中長期的な分散による集中の抑制を図ります。

(2) 長寿命化計画等の策定及び適正な維持保全の実施

各都市基盤施設の実施計画として、長寿命化計画等の策定及び適正な維持保全を実施します。各施設類型の実施計画等については、それぞれの計画に明記します。

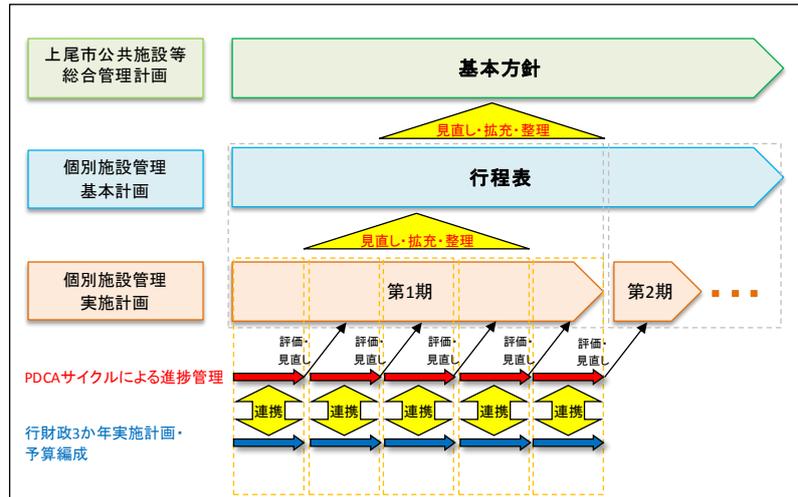
(3) 対策の優先順位の考え方

各都市基盤施設において耐用年数を過ぎた施設から順次更新を行っていくことは現実的ではないことから、各施設類型の特性に応じた考え方をそれぞれの計画に明記します。

6. 進捗管理

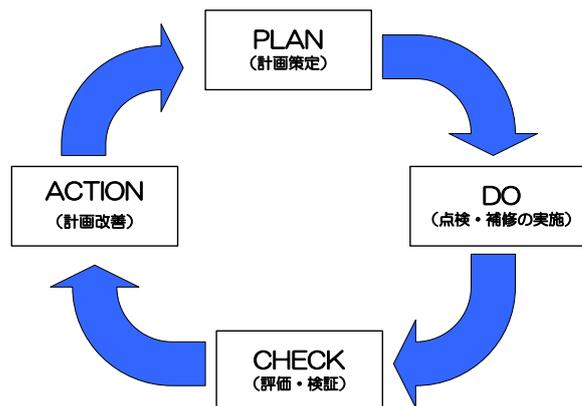
(1) 進捗管理の仕組み

本計画は、中長期的なロードマップであるため、実務的には実施計画により、目標に向けた進捗を把握し管理することになります。実施計画においては、5か年ごとに個別施設のアクションプランを遂行し、評価、見直しを行っていきます。



図表 2-3 都市基盤施設の進捗管理（実施計画）

また、策定した実施計画に基づいて、維持管理面においてもPDCAサイクルにより継続的に進捗管理を行い、点検データの蓄積、計画の精度向上を行いながら、将来においても適切に管理していきます。



- PLAN：実施計画策定（見直し）
- DO：補修設計、補修工事の実施、継続的な点検の実施、点検データの蓄積
- CHECK：実施計画の評価、検証、課題の抽出
- ACTION：課題解決のための方策、目標の再設定、劣化曲線の精度向上、実施計画の改善

図表 2-4 PDCAサイクルのイメージ

(2) 実施計画と行財政3か年との調整

実施計画における各個別施設のアクションプランを遂行するためには、これを行財政3か年へ円滑に反映する仕組みが不可欠となります。実施計画と行財政3か年では、計画期間の違いにより対象年度の範囲に差が生じるため、策定時期を工夫、調整することにより連続した進捗管理を可能にします。

(3) 進捗管理の体制

1) 個別施設のアクションプランの管理

個別施設のアクションプランが行財政3か年における事務事業の実施を通して遂行されることを踏まえて、その企画や実施、評価、改善を含む進捗管理については、施設所管部門が行います。

2) 進捗状況の評価

本計画及び実施計画の進捗状況の評価については、市の設置する評価委員会が実施内容や達成度について総合的な視点から評価します。

3) 成果の公表

計画の進捗状況の評価結果については、都市基盤施設部門が取りまとめを行い、市のホームページ等で公表します。

7. 実施計画の策定等

(1) 実施計画の策定時期

1) 実施計画の計画年度

本計画の計画期間40年間における実施計画各期の該当年度は、図表のとおりとなります。

(①道路・橋りょう、②公園、③河川、④上水道)

計画年度	第1期					第2期					第3期					第4期				
	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17
2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	
期中経過年	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
計画年度	第5期					第6期					第7期					第8期				
	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34	R35	R36	R37
2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	
期中経過年	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5

(⑤下水道)

計画年度	第1期				第2期					第3期					第4期						
	H28 2016	H29 2017	H30 2018	H31 2019	R2 2020	R3 2021	R4 2022	R5 2023	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034		
期中経過年	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5		
計画年度	第5期					第6期					第7期					第8期					第9期
	R17 2035	R18 2036	R19 2037	R20 2038	R21 2039	R22 2040	R23 2041	R24 2042	R25 2043	R26 2044	R27 2045	R28 2046	R29 2047	R30 2048	R31 2049	R32 2050	R33 2051	R34 2052	R35 2053	R36 2054	R37 2055
期中経過年	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1	2	3	4	5	1

※下水道管路の長寿命化計画は、平成 27 年度から第 1 期目事業として既に始まっているため、本計画における初年度（平成 28 年度）の期中経過年は、2 年目となります。

図表 2-5 実施計画の計画年度

2) 次期実施計画の策定

進行中の実施計画の経過 5 年目には、次期計画の実施内容を見据えて調整を図りながら次期実施計画を策定します。

(2) 策定方法

1) 事前準備

次期実施計画へ円滑かつ確実に移行できるように、進行中の計画期間中に次期実施計画の実施内容を見据えた対象施設の点検・調査を行うなどの準備を進めます。

2) 次期実施計画

事前準備後、進行中の実施計画の達成度や財政状況、社会環境の変化等に留意するほか、点検・調査結果をもとに状況に応じて優先順位を見直ししながら、具体的な実施計画を作成します。

(3) 策定内容

実施計画は各施設の点検・調査結果を基に、改築や修繕を行う対象施設等を選定し、対象施設、対策方法、実施時期及び費用、その他（事業計画図等）を記述した 5 年間の具体的な実施計画を策定します。

(4) 新規整備

新規整備については、各施設の更新計画とのバランスを考慮しながら、計画的に進めていきます。

(余白)

I 道路・橋りょう管理基本計画

(余白)

第1章 計画概要

1. 対象施設

施設類型	施設種別	施設内容
道路	道路（1,2級路線のうち選定した路線）都市計画道路	59.4km
橋りょう	跨道橋、跨線橋 緊急輸送路の橋りょう バス路線	13橋
	上記以外の橋りょうのうち、 有効幅員4m以上の橋りょう	36橋
	有効幅員4m未満の橋りょう	16橋
道路附属物等	歩道橋 ペDESTリアンデッキ ポンプ施設 道路照明灯	2橋 3橋 3箇所 1式

※データは、平成24年度末時点

2. 実施計画の位置づけ

1) 道路：道路維持管理修繕計画

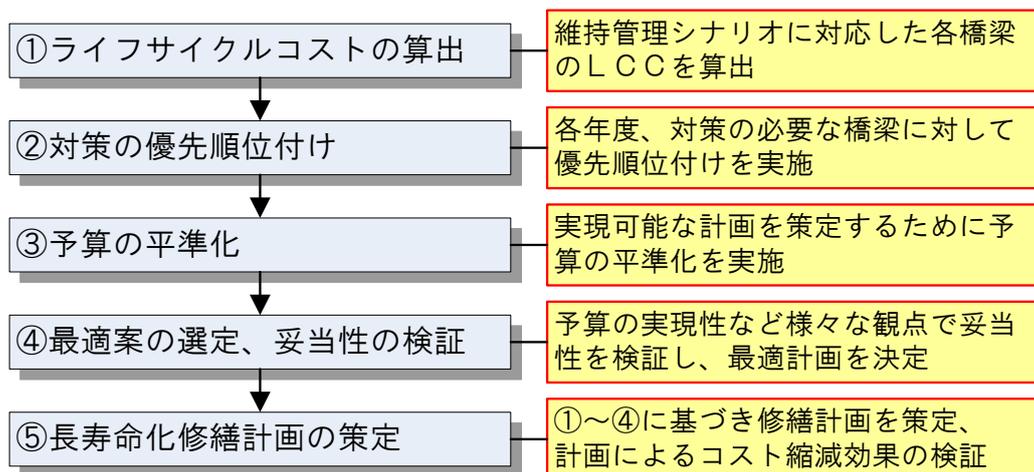
対象路線について、道路維持管理修繕計画に基づき計画的な維持修繕を実施します。

2) 橋りょう：橋りょう長寿命化修繕計画

橋りょう長寿命化修繕計画に基づき長寿命化を実施します。

3) 道路附属物等

- 歩道橋・ペDESTリアンデッキ：歩道橋長寿命化修繕計画
歩道橋長寿命化修繕計画に基づき長寿命化を実施します。
- ポンプ施設：ポンプ設備維持管理・更新計画
ポンプ設備維持管理・更新計画に基づき長寿命化を実施します。
- 道路照明灯：修繕・更新計画（今後策定）
LED化への更新を行い、長寿命化を図ります。計画的な修繕・更新を行うため、修繕・更新計画を策定します。



出典：「平成24年度 橋梁点検・長寿命化修繕計画策定業務 報告書」

図表 2-6 橋りょう長寿命化修繕計画の策定フロー

第2章 維持管理

1. 行動内容の規定

平成 25 年 5 月 29 日に「道路法等の一部を改正する法律」が成立し、道路施設の老朽化対策や大規模災害への備えの必要性を踏まえて、道路の適正な管理を図るため、予防保全の観点も踏まえて道路の点検を行うべきことが明確化されました。

道路施設は年々老齢化しており、補修・更新に要する費用はますます増大することが予想されます。一方で厳しい予算状況が考えられるなか、時代の変化に対応した市民のニーズの把握を行い更新時期の平準化、実現可能な維持管理や更新を考慮に入れたトータルコストの縮減を図って行く必要があります。

今後の維持管理に関しては、重要性、緊急性を考慮しつつ、無理のない持続可能な維持管理を行う必要があります、かつ市民への安全性・信頼性を確保するような行動内容の規定を設定します。

2. 維持管理の手法

(1) 維持管理手法、管理水準

道路については、道路維持管理修繕計画により管理手法、管理水準を設定します。

長寿命化修繕計画を策定した橋りょう等については、図表 2-7、図 2-8 に示すように、グループごとに、橋梁の重要度、架替え等の維持管理上の難易度を考慮した目標寿命（供用年数）を設定し、それを実現するための維持管理手法、管理水準を設定します。

1) グループ A、B

維持管理区分が予防保全のグループです。5 年間隔での点検を実施し、損傷の早期発見を目的とします。

2) グループ C

維持管理区分が事後保全のグループです。グループ A、B と同様に、5 年間隔での点検を実施し、顕在化した損傷を確認します。

3) 新設橋りょう

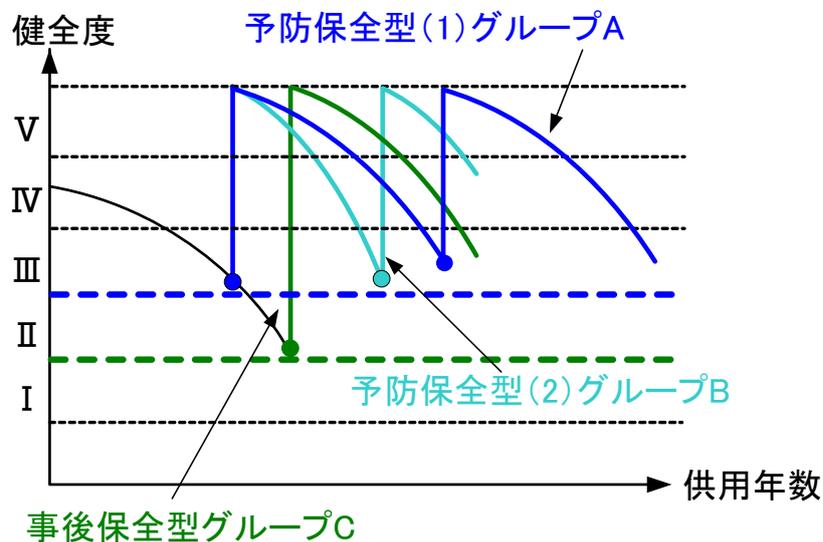
今後、架設される橋りょうは、初期の施工不良による不具合を把握するためにも初期点検を実施することが重要です。新設 2 年以内に初期点検を行い、その後は 5 年間隔で点検を実施します。

定期点検は数年に一度の頻度であるため、それを補うために日常管理によって橋梁の概要を把握し、状況に応じて緊急的な対策がとれるようにします。

グループ	対象橋梁	橋梁数	維持管理区分	管理水準、維持管理手法
A (重要度：高)	・ 跨道橋、跨線橋 ・ 緊急輸送路の橋 ・ バス路線の橋	13	予防保全 (1)	<管理水準Ⅰ>健全度Ⅲ以上確保 ・ 損傷が顕在化する前でも、必要に応じて予防的な対策を実施（伸縮装置の非排水化、橋面防水工など） ・ 損傷が軽微な段階で、損傷原因を取り除くための抜本的な対策を実施 ・ 定期点検を5年ごとに実施 （必要に応じて詳細調査を実施） ・ 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）」に基づく点検とする。
B (重要度：中)	・ 上記以外の橋りょうのうち、有効幅員4m以上の橋りょう	36	予防保全 (2)	<管理水準Ⅰ>健全度Ⅲ以上確保 ・ 損傷が軽微な段階で、標準的な対策を実施 ・ 定期点検を5年ごとに実施 （必要に応じて詳細調査を実施） ・ 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）」に基づく点検とする。
C (重要度：低)	・ 有効幅員4m未満の橋りょう	16	事後保全	<管理水準Ⅱ>健全度Ⅱ以上確保 ・ 損傷が進行し顕在化した後に、損傷状況に対応した比較的大規模な対策を実施 ・ 定期点検を5年ごとに実施 （必要に応じて詳細調査を実施） ・ 「道路橋に関する基礎データ収集要領（案）」に基づく点検とする。

出典：「平成24年度 橋梁点検・長寿命化修繕計画策定業務 報告書」

図表 2-7 維持管理区分の設定



出典：「平成24年度 橋梁点検・長寿命化修繕計画策定業務 報告書」

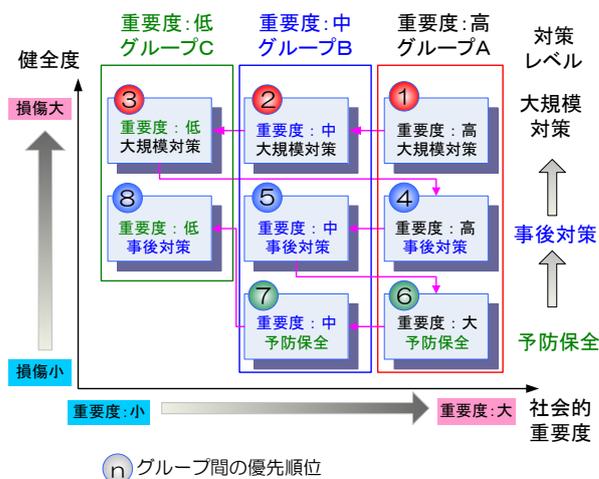
図表 2-8 維持管理区分と管理水準のイメージ

(2) 施設状態の把握

道路・橋りょう等の修繕・更新の予測をするため、点検、調査結果を基に診断に必要な施設の現状を把握し、対象施設がどの時期に修繕・更新が必要かを予測することが必要です。施設の状況に関しては、各実施計画により明記し、施設状況を把握し計画的に更新・修繕を実施します。

(3) 対策の優先順位の考え方

橋りょうについては、耐用年数を過ぎた施設から順次更新を行っていくことは不可能であるため、現実的な更新計画が必要になります。このためには、長寿命化修繕計画を策定した施設については、健全度や重要度に応じてランク付けを行い、ランクが高い施設から順次修繕を行います。



出典：「平成 24 年度 橋梁点検・長寿命化修繕計画策定業務 報告書」

図表 2-9 修繕計画の優先順位付け

その他の維持管理計画では、点検結果を基に、特定財源を考慮するなど歳入確保に努め、予算執行の可能な範囲で修繕、更新を計画的に行います。

3. 維持管理の内容

(1) 道路

市民からの通報、相談及び市職員による日々のパトロールにより、修繕・維持管理を行います。

(2) 橋りょう

市職員により、半年に1回の頻度で橋りょうを橋面より確認します。橋面の確認において着目する箇所は以下を基本とします。

- ① 路面の著しい損傷（大きな陥没、ひびわれ）が発生しているか
- ② 伸縮部の段差（走行上、障害となる程度）が発生しているか
- ③ 不法占拠があるか

上記①、②が確認された場合、橋梁の損傷が進行している可能性があるため、緊急点検を実施することを検討します。

③不法占拠がある場合、火災等により想定外の橋梁の損傷につながる可能性があるため、立ち退きのための対策を検討します。

桁端部の劣化要因となる橋座面の滞水を予防するため、適宜、排水枘、支承周りの土砂詰まり清掃を実施します。

(3) 歩道橋・ペDESTリアンデッキ

市職員により、半年に1回の頻度で歩道橋・ペDESTリアンデッキを橋面より確認し、異常を発見した場合は緊急点検を実施することを検討します。

(4) ポンプ施設

毎年の保守点検にて現状を把握し、計画的に修繕・更新を行います。

(5) 道路照明灯

市民からの通報、相談及び市職員による日々のパトロールにより、修繕・維持管理を行います。道路標識等は適宜修繕を行いつつ、需要を考慮しながら路面標示等の切り替えの実施を判断します。

4. その他

(1) 不要道路の廃止、売却

未利用道路については、廃止と売却を検討し、コスト縮減を図ります。

(2) 公共交通網の再構築

公共交通を包含する総合交通体系についても検討を進め、公共交通網の再構築を図ります。

(3) 道路標識等の見直し

道路標識等については、需要を考慮しながら路面標示等への切り替えの実施を判断します。

第3章 マネジメント行程表

今後 40 年間（平成 28～令和 37 年度）で実施が想定される主な取組（取組メニューの設定）、想定時期を検討し、長期的な行程表（ロードマップ）としてとりまとめを行います。

1. 道路

(1) 道路(1・2級路線のうち選定した路線)

道路維持管理修繕計画に基づき、計画的な修繕・更新等を実施します。また、5年に1回の定期点検とそれらの結果に基づく維持修繕計画の見直しによって、継続的にPDCAサイクルを回しながら適切に管理していきます。

(2) 都市計画道路

長期未整備都市計画道路について、概ね5年に1回、総合的な見地からルート変更や廃止等を含めた見直しを行いながら、今後も必要な新規整備を計画的に推進します。また、公共交通を包含する総合交通体系についても検討を進め、公共交通網の再構築を図ります。

2. 橋りょう

橋りょう長寿命化修繕計画に基づき計画的な修繕・更新等を実施していきます。また、10年毎に長寿命化修繕計画を策定するものとし、5年に1回の定期点検とそれらに基づく計画の見直しによって、継続的にPDCAサイクルを回しながら適切に管理していきます。

3. 道路附属物等

(1) 歩道橋・ペDESTリアンデッキ

平成 30 年度に策定した歩道橋長寿命化修繕計画に基づき、計画的な修繕・更新等を実施します。また、5年に1回の定期点検とそれらの結果に基づく長寿命化計画の見直しによって、継続的にPDCAサイクルを回しながら適切に管理していきます。なお、更新に当たっては需要を考慮しながら実施を判断します。

(2) ポンプ設備

毎年保守点検を行いながら、ポンプ設備維持管理・更新計画に基づく計画的な修繕・更新等を実施します。また、保守点検の結果を踏まえて5年に1回の計画の見直しによって、継続的にP D C Aサイクルを回しながら適切に管理していきます。

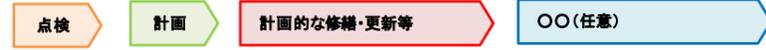
(3) 道路照明灯

道路照明灯については、平成28年度に既存の蛍光灯・水銀灯等からL E D灯への更新を行い、長寿命化を図りました。その後、定期点検を行い、修繕・更新等に係る計画を策定し、計画的な修繕・更新等を実施します。また、5年に1回の定期点検とそれらに基づく計画の見直しによって、継続的にP D C Aサイクルを回しながら適切に管理していきます。

■ 施設類型別行程表

【凡例】

道路・橋りょう



用途	個別施設名	第1期		第2期		第3期		第4期		第5期		第6期		第7期		第8期																								
		平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018	平成31年 2019	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030	令和13年 2031	令和14年 2032	令和15年 2033	令和16年 2034	令和17年 2035	令和18年 2036	令和19年 2037	令和20年 2038	令和21年 2039	令和22年 2040	令和23年 2041	令和24年 2042	令和25年 2043	令和26年 2044	令和27年 2045	令和28年 2046	令和29年 2047	令和30年 2048	令和31年 2049	令和32年 2050	令和33年 2051	令和34年 2052	令和35年 2053	令和36年 2054
道 路	1,2級路線のうち、選定した路線 (L=59.4km)	計画(道路・橋りょう)	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画
		修繕等	計画的な修繕・更新等																																					
都市計画道路	都市計画道路	計画的な整備																																						
橋りょう	<ul style="list-style-type: none"> ・跨道橋、跨線橋(予防安全) ・緊急輸送路の橋(予防安全) ・バス路線の橋(予防安全) ・上記以外の橋りょうのうち、有効幅員4m以上の橋りょう(予防安全) ・有効幅員4m未満の橋りょう(事後安全) 	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	
		修繕等	計画的な修繕・更新等																																					
道路附属物等	歩道橋、ペDESTリアンデッキ	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	点検	計画	
	修繕等	計画的な修繕・更新等																																						
	ポンプ設備	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検
道路照明等	LED化更新	修繕等	計画的な修繕・更新等																																					

II 公園管理基本計画

(余白)

第1章 計画概要

1. 対象施設

施設類型	施設種別	施設内容
都市公園	総合公園	2箇所 (27.0ha)
	地区公園	1箇所 (3.6ha)
	近隣公園	4箇所 (5.9ha)
	街区公園	115箇所 (13.5ha)
	都市緑地	1箇所 (0.9ha)
その他公園	都市公園法で定める告示がされていない公園	37箇所 (5.5ha)

※データは、平成24年度末時点

2. 実施計画の位置づけ

1) 全般

施設利用者への影響を考慮しながら、施設の質と量の最適化を図ります。

2) 総合、地区公園：上尾市公園施設長寿命化計画

総合公園及び地区公園の公園施設については、令和2年度策定の上尾市公園施設長寿命化計画（以下、「長寿命化計画」という。）に基づく効率的かつ効果的な維持保全、更新を実施します。

3) 近隣、街区公園、都市緑地、その他公園：公園施設維持管理・更新計画

近隣、街区公園、都市緑地、その他公園の公園施設については、令和2年度策定の公園施設維持管理・更新計画（以下、「維持管理・更新計画」という。）に基づく効率的かつ効果的な維持保全、更新を実施します。

第2章 維持管理

1. 行動内容の規定

公園施設の維持管理の目的は安全で快適な利用の確保や施設の機能保持延命化を図ることにあります。そのためには、総合的な維持管理計画を策定し、計画的に維持管理を進める必要があります。

個々の公園施設は、地域特性を考慮して、重要性から施設の運用の目標を設定し、目標を達成するための対応スケジュールを作成します。管理には予防保全対応と事後保全対応があり、対応スケジュールに従って適正な維持管理を計画的に行うことにより、施設の延命化を図り、総コストを縮減します。

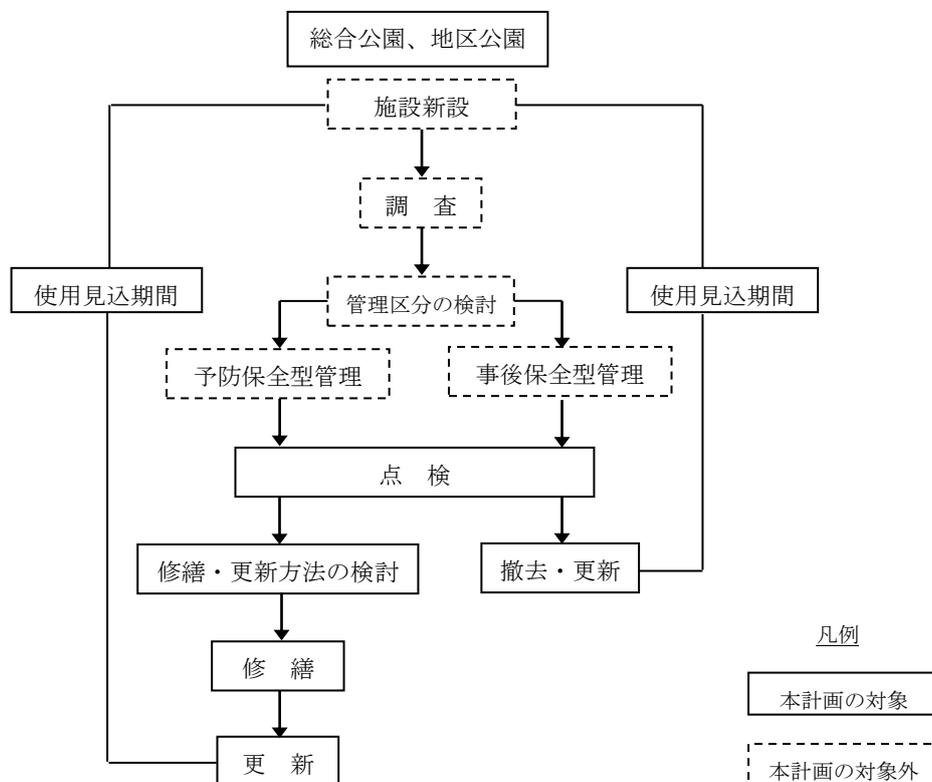
また、点検結果及び社会情勢の変化に伴い不要と判断した施設を撤去することや公園施設の規模縮小を行うことにより、総コストを縮減します。

2. 維持管理の手法

(1) 長寿命化計画

1) 維持管理の流れ

施設の計画的な維持管理を行うため、計画実施までの一連の流れを確立します。



図表 2-10 長寿命化計画による維持管理の流れ

2) 施設状態の把握

長寿命化計画の策定段階において施設の状態を把握します。

計画策定後は、日常点検や定期点検により、常に状態を把握します。

その結果施設の異常を発見した場合や概ね5年に1回は、健全度調査を実施して、修繕・更新方法を再度検討します。

3) 対策の優先順位の考え方

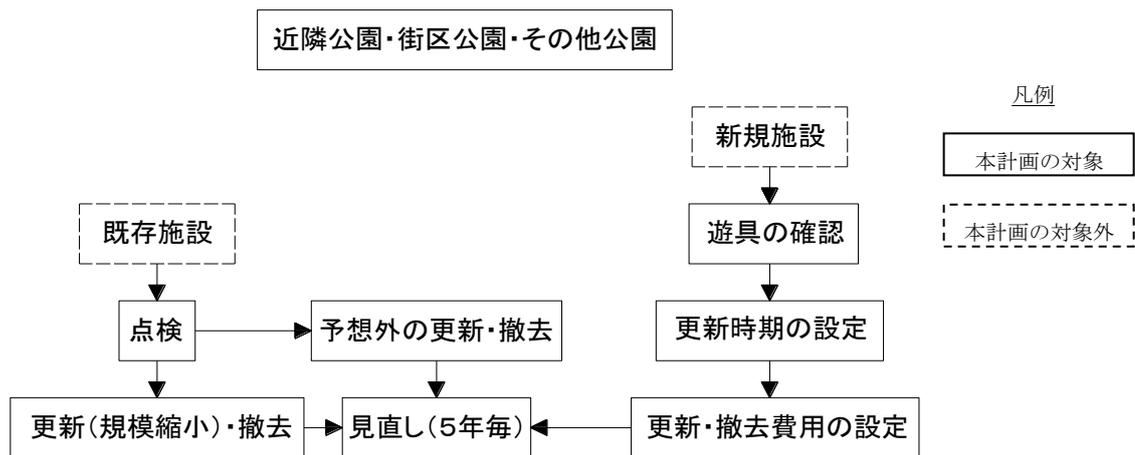
原則的に、施設の緊急度や処分制限期間を基に修繕及び更新時期を設定します。

ただし、点検により予測以上の安全性が確認された場合や、予想外の劣化が確認された場合は、再度状態の評価と緊急度の判定を行い、対策の優先順位を変更し、施設の長寿命化を図ります。

(2) 維持管理・更新計画

1) 維持管理の流れ

施設の計画的な維持管理を行うため、計画実施までの一連の流れを確立します。



図表 2-11 維持管理・更新計画による維持管理の流れ

2) 施設状態の把握

施設の日常的な維持保全に加え、日常点検や定期点検により状態を把握します。

3) 対策の優先順位の考え方

原則的に、施設の緊急度や処分制限期間を基に修繕及び更新時期を設定します。

ただし、点検により劣化が確認された場合は事後保全による対応とし、同時に更新・撤去について検討します。

また、事業量の平準化や施設の重要性等の観点から、点検等により安全性が確保された施設は、対策の優先順位が前後する場合があります。

3. 維持管理の内容

既存の公園施設の計画的な維持管理を、体系化した前項図表 2-10・2-11 に基づき実施計画に反映します。

(1) 長寿命化計画による維持管理

1) 点検

施設の状態を把握するため、日常点検や定期点検を実施します。

その結果施設の異常を発見した場合や概ね5年に1回は健全度調査を実施し、この結果を修繕・更新時期や手法の見直しに役立て長寿命化を図ります。

2) 修繕・更新・撤去

施設の機能保持や安全確保を目的として、日常的な点検結果をもとに、予防保全による早期の計画的な修繕・更新を行います。

しかしながら、劣化等により求められる機能が確保できない施設は、その重要性や必要性とともに、社会情勢の変化を検討し、修繕・更新・撤去を判断します。

(2) 維持管理・更新計画による維持管理

1) 点検

施設の状態を把握するため、日常点検や定期点検を実施します。

この結果を修繕・更新時期の見直しに役立てます。

2) 修繕・更新・撤去

各施設の状態と重要性、緊急性を判断し、事後保全による修繕・更新を行います。

同時に必要性のない施設については、縮小・撤去を検討します。

(3) 使用見込期間

計画期間における修繕実施から更新時期まで、ライフサイクルコストを算定するため実際に使用が可能と想定される使用期間の目安として国土交通省都市局による「公園施設長寿命化計画策定指針（案）平成24年4月」を参考に以下のとおり設定しました。

	事後保全型管理における 使用見込み期間	予防保全における 使用見込み期間
処分制限期間が 20 年未満の 施設	処分制限期間の2倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2 倍と設定（処分制限×2.4）
処分制限期間が 20 年以上～ 40 年未満の施設	処分制限期間の 1.5 倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2 倍と設定（処分制限×1.8）
処分制限期間が 40 年以上の 施設	処分制限期間の1倍	事後保全の使用見込み期間の 1.2 と設定（処分制限×1.2）

第3章 マネジメント行程表

今後40年間（平成28～令和37年度）で実施が想定される主な取組（取組メニューの設定）、想定時期を検討し、長期的な行程表（ロードマップ）としてとりまとめを行います。

1. 総合公園、地区公園

日常的または定期的な点検を継続的に実施します。また、それらの点検結果を踏まえて、概ね5年に1回、長寿命化計画の見直しを行い、継続的にPDCAサイクルを回しながら適切に管理していきます。

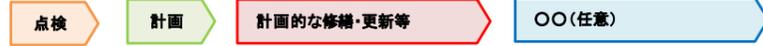
2. 近隣公園、街区公園、都市緑地、その他公園

日常的または定期的な点検を継続的に実施します。また、それらの点検結果を踏まえて、概ね5年に1回、維持管理・更新計画の見直しを行い、継続的にPDCAサイクルを回しながら適切に管理していきます。

(余白)

■ 施設類型別行程表

【凡例】



公園

用途	個別施設名	第1期				第2期				第3期				第4期				第5期				第6期				第7期				第8期									
		平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018	平成31年 2019	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030	令和13年 2031	令和14年 2032	令和15年 2033	令和16年 2034	令和17年 2035	令和18年 2036	令和19年 2037	令和20年 2038	令和21年 2039	令和22年 2040	令和23年 2041	令和24年 2042	令和25年 2043	令和26年 2044	令和27年 2045	令和28年 2046	令和29年 2047	令和30年 2048	令和31年 2049	令和32年 2050	令和33年 2051	令和34年 2052	令和35年 2053
総合、地区公園	公園施設 (市民球場、 公園管理事務所、 遊具、便所等)	点検																																					
		計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	
		計画的な修繕・更新等																																					
近隣、街区公園、 都市緑地、 その他公園	公園施設 (遊具、ベンチ、便所等)	点検																																					
		計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し	計画 ※見直し
		計画的な修繕・更新等																																					

III 河川管理基本計画

(余白)

第1章 計画概要

1. 対象施設

施設類型	施設種別	施設内容
河川管理施設	ポンプ施設	6箇所
	樋門	1箇所
	調整池	19箇所
	親水施設	4箇所
	橋りょう	2箇所
河川	準用河川	3本 (6.8km)
	普通河川	1,895本 (256.8km)

※データは、平成24年度末時点

2. 実施計画の位置づけ

1) 河川管理施設（ポンプ施設、樋門、橋りょう）

本計画の遂行には、河川管理施設維持管理・更新計画に基づき、計画的に施設の長寿命化を図ります。

2) その他河川管理施設（調整池、親水施設）

その他河川管理施設は、構造特性を踏まえ事後保全型の管理を行います。
また、水辺空間の民間等による活用を検討します。

3) 河川（準用河川、普通河川）

河川は構造特性を踏まえ事後保全型の管理を行います。
また、不要な水路については、廃止と売却を検討します。

第2章 維持管理

1. 行動内容の規定

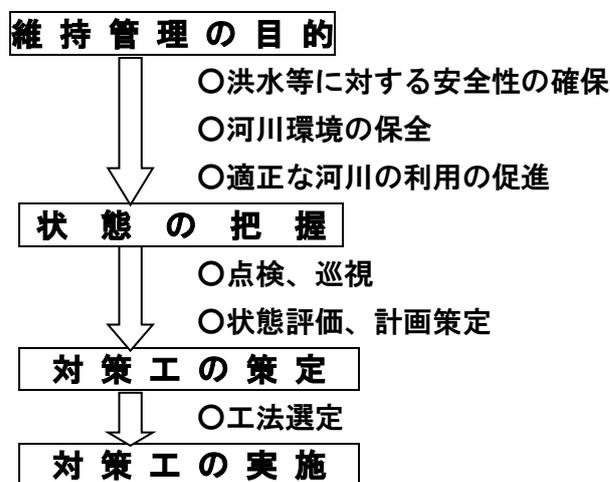
河川管理施設と河川の維持管理の目的は、洪水等に対する安全性の確保、河川環境の保全、適正な河川の利用の促進等、多岐にわたります。河川管理施設と河川は、設置後長期間を経過してきており、老朽化が大きな課題となっているため、それらの課題に対応して、適切な維持管理を実施するとともに、機能を保持し延命化を図る必要があります。また、効率化・高度化のための技術開発やコスト縮減等にも取り組んでいくことが必要とされています。

平成25年12月11日には、近年頻発する水害や、構造物の老朽化等を踏まえ、水防活動及び河川管理の充実及び連携の強化を図るため、水防法及び河川法の一部が改正されています。それらの背景を踏まえ、個々の河川管理施設と河川は、地域特性を考慮して、重要性、緊急性、さらには費用対効果等から施設の運用の目標を設定し、目標を達成するための対応スケジュールを作成します。管理には、予防保全対応と事後保全対応があり、対応スケジュールに従って適正な維持管理を計画的に行うことにより、施設の延命化を図り、総コストを縮減します。

2. 維持管理の手法

(1) 維持管理の流れ

河川管理施設と河川の維持管理は、洪水等に対する安全性の確保、河川環境の保全、適正な河川の利用の促進等を目的としており、常に状態を把握し、その評価と対応策の策定と実施までを一連の流れとして確立します。



図表 2-12 維持管理の流れ

(2) 施設状態の把握

毎年の保守点検結果に基づき、5年ごとに、施設状態を劣化度または健全度で評価し、劣化予測することにより将来の施設状態を把握します。

(3) 対策の優先順位の考え方

河川管理施設（ポンプ施設、樋門、橋りょう）については、耐用年数を過ぎた施設から順次更新を行っていくことは不可能であるため、現実的な更新計画が必要となります。このためには、同時期に建設された施設について、劣化度や重要度に応じてランク付けを行い、ランクが高い施設から前倒しで順次対策を実施します。ランクが低い施設については延命化を図り、実現可能な事業量まで対策施設を絞り込んで事業の平準化を図ります。

3. 維持管理の内容

河川管理施設と河川を長期間にわたり適正に維持していくためには、以下の維持管理作業を体系化して実施します。

(1) 点検、巡視

点検は、河川管理施設の状況を定期的に把握し、異常箇所を早期に発見して、修繕・更新等の必要性を判断するための情報を収集することを目的として、委託業者による年次点検を実施します。

巡視は、その他河川管理施設と河川の状況を把握するために実施するものであり、巡視により得られた情報から修繕の必要性についての判断を行います。

(2) 状態評価、実施計画

状態評価は、点検や巡視の結果をもとに施設の状態を把握・分析・評価します。また、点検や巡視の結果及び修繕・更新等の履歴を保存することを目的とします。

実施計画は、状態評価の結果を受けて、修繕・更新の必要性、耐用年数、費用等を踏まえて、実施計画を実行します。

(3) 工法の選定

状態評価や実施計画をもとに、費用、施工性、安全性、現場環境等を踏まえ、適切な工法を選定します。

また、選定では新技術の活用についても検討を行います。

(4) 対策工の実施

河川管理施設と河川の健全な機能保持を目的に修繕・更新等を行います。

4. その他

(1) 水辺空間の活用

水辺空間の民間等による活用を検討します。

(2) 不要水路の廃止、売却

不要な水路については、廃止と売却を検討します。

第3章 マネジメント行程表

今後40年間（平成28～令和37年度）で実施が想定される主な取組（取組メニューの設定）、想定時期を検討し、長期的な行程表（ロードマップ）としてとりまとめを行います。

1. 河川管理施設

(1) ポンプ施設、樋門、橋りょう

毎年の点検を継続的に実施します。また、それらの点検結果を踏まえて、河川管理施設更新計画に基づき、予防保全型の管理を実施します。また、概ね5年に1回の計画の見直しによって、継続的にPDCAサイクルを回しながら適切に管理していきます。

(2) 調整池、親水施設

日常的なパトロール（巡視）を徹底し、不具合等が発見された場合は適宜修繕等を行いながら、事後保全型の管理を実施します。

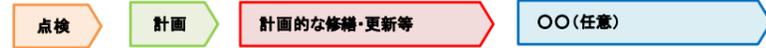
2. 河川

日常的なパトロール（巡視）を徹底し、不具合等が発見された場合は適宜修繕等を行いながら、事後保全型の管理を実施します。

(余白)

■ 施設類型別行程表

【凡例】



河川

用途	個別施設名	第1期					第2期					第3期					第4期					第5期					第6期					第7期					第8期				
		平成28年 2016	平成29年 2017	平成30年 2018	平成31年 2019	令和2年 2020	令和3年 2021	令和4年 2022	令和5年 2023	令和6年 2024	令和7年 2025	令和8年 2026	令和9年 2027	令和10年 2028	令和11年 2029	令和12年 2030	令和13年 2031	令和14年 2032	令和15年 2033	令和16年 2034	令和17年 2035	令和18年 2036	令和19年 2037	令和20年 2038	令和21年 2039	令和22年 2040	令和23年 2041	令和24年 2042	令和25年 2043	令和26年 2044	令和27年 2045	令和28年 2046	令和29年 2047	令和30年 2048	令和31年 2049	令和32年 2050	令和33年 2051	令和34年 2052	令和35年 2053	令和36年 2054	令和37年 2055
河川管理施設	ポンプ施設、樋門、橋梁	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検	点検
		計画策定					計画					計画					計画					計画					計画					計画					計画				
		計画的な修繕・更新等																																							
河川	調整池、親水施設	パトロール点検、修繕																																							
	準用河川、普通河川	パトロール点検、修繕																																							

IV 上水道管理基本計画

(余白)

第1章 計画概要

1. 対象施設

施設類型	施設種別	施設内容
庁舎	上下水道部庁舎	1棟
	水質試験室棟	1棟
水道施設	導水管	18.9 km
	送水管	1.5 km
	配水管	770.7 km
	配水場	1箇所
	ポンプ場	1箇所
	浄水場	3箇所

※データは、平成24年度末時点

2. 実施計画の位置づけ

水道法などの関係法令に則した計画的な更新を行うため、『上尾市水道事業ビジョン』及び『上尾市水道事業経営戦略』に基づき、以下のように実行します。

1) 庁舎（上下水道部庁舎、水質試験室棟）

修繕、改修による維持管理を行い、更新時には将来需要を考慮した施設の適正規模を検討します。

2) 水道施設（配水場、ポンプ場、浄水場）

施設、設備の計画的な維持修繕を行い、適正な施設規模を検討し更新します。

3) 水道施設（導、送、配水管）

更新時には将来需要を考慮した管路のダウンサイジングを検討し、施設の適正化、耐震化を実施します。

第2章 維持管理

1. 行動内容の規定

上水道の維持管理の目的は、安心・安全な水道水を安定して供給するために各施設を効率的に運用し、機能を十分に発揮させるとともに、その機能を保持していく必要があります。

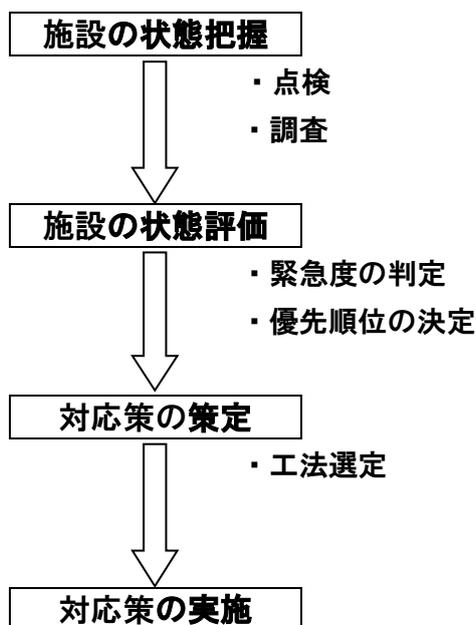
この目的を実現しつつ持続可能な水道事業を運営していくために、水道法などの関係法令に則した『上尾市水道事業ビジョン』及び『上尾市水道事業経営戦略』により、計画的に維持管理を進めます。

個々の上水道施設については、各種の要因・条件を考慮した運転方法、点検・整備の方法・頻度を定めます。

2. 維持管理の手法

(1) 維持管理の流れ

施設の点検により状態を把握し、その評価、対応策の策定及び実施までを一連の流れとして確立する必要があります。



図表 2-13 維持管理の流れ

(2) 施設状態の把握

各施設の保守点検結果を基に、施設状態を劣化度または健全度で評価し、劣化予測することにより将来の施設状態を把握します。

施設の点検は、「水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（令和元年9月）厚生労働省」に基づき実施します。

(3) 対策の優先順位の考え方

水道法などの関係法令及びガイドラインに則した水道施設の点検を行い、修繕の必要性が確認された場合は、状態の評価と緊急度の判定を行い、対策の優先順位を決定します。

3. 維持管理の内容

(1) 庁舎

- 1) 定期的な補修により、建物の状態維持に努めます。
- 2) 点検により状況を確認し、建物の劣化箇所について、必要な修繕を行います。

(2) 配水場・ポンプ場・浄水場

- 1) 定期的に点検、保守を行い、設備の状態維持に努めます。
- 2) 点検で修繕が必要と判断された設備は、部品交換等の対応をします。
また、設備更新についても計画的に実施します。

(3) 導・送・配水管

- 1) 目標耐用年数に基づき、重要度を考慮しながら更新します。
- 2) 管路の洗浄作業により管内の状態確認を行います。また漏水等の管路修繕時に管外面の状態を把握し、確認結果によっては、当該箇所の管路更新を行います。

第3章 マネジメント行程表

今後 40 年間（平成 28～令和 37 年度）で実施が想定される主な取組（取組メニューの設定）、想定時期を検討し、長期的な行程表（ロードマップ）としてとりまとめを行います。

1. 庁舎

水道法などの関係法令及びガイドラインに則した日常的または定期的な点検を継続的に実施します。また、それらの点検結果を踏まえて、維持修繕及び更新を行い、継続的に P D C A サイクルを回しながら適切に管理していきます。

上下水道部庁舎については令和 21 年度から更新検討、計画策定を行い、実施について適切に判断します。

2. 水道施設

(1) 配水場・ポンプ場・浄水場

水道法などの関係法令及びガイドラインに則した日常的または定期的な点検を継続的に実施します。また、それらの点検結果を踏まえて、維持修繕及び更新を行い、継続的に P D C A サイクルを回しながら適切に管理していきます。

各施設について統廃合を含めた個別施設管理実施計画を策定しており、課題の解決を図りながら、実施に向けて適切に判断します。なお、更新に当たっては施設の適正な規模を検討し、更新費用の縮減を図ります。

(2) 導・送・配水管

水道法などの関係法令及びガイドラインに則した管路施設の点検、維持修繕及び更新を行い、継続的に P D C A サイクルを回しながら適切に管理していきます。更新に当たってはダウンサイジングを検討し、施設規模の適正化と更新費用の縮減を図るとともに、管路の耐震化を実施します。

また、維持管理業務（管洗浄）による管路状態の確認と更新箇所の検討を継続します。

V 下水道管理基本計画

(余白)

第1章 計画概要

1. 対象施設

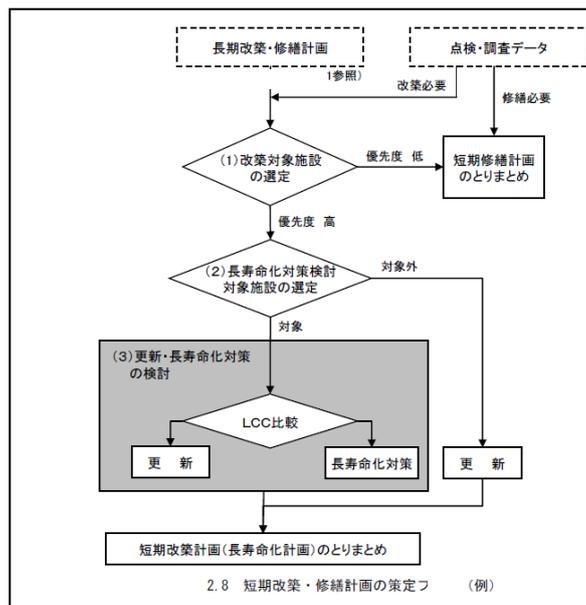
施設類型	施設種別	施設内容
管路施設	汚水管渠	587.0km
	雨水管渠	48.8km
	合流管渠	38.1km
ポンプ施設	ポンプ場 マンホールポンプ	6箇所 7箇所
都市下水路	都市下水路（暗渠部）	7.7km（7本）

※データは、平成24年度末時点

2. 実施計画の位置づけ

1) 管路施設・ポンプ施設（電気・機械）・都市下水路（暗渠部）

実施計画の遂行には、「持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、中長期的な施設の状態を予測しながら、下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること（ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き（案）平成25年9月国土交通省水管理・国土保全局下水道部）」のストックマネジメント手法に基づく『下水道ストックマネジメント計画』を策定し、効率的かつ効果的に計画を実行します。



出典：「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き」

図表 2-14 下水道ストックマネジメント計画の策定フロー（管路施設の場合）

2) ポンプ施設（建屋・土木構造物(地下ピット部)）

「コンクリート標準示方書 維持管理編（2013年制定）」（(公社)土木学会）、「建築物の耐久計画に関する考え方」（(社)日本建築学会 昭和63年）、「建築物のライフサイクルコスト」（(財)建築保全センター 平成17年）、「公共建築物の保存・活用ガイドライン」（(財)建築保全センター 平成14年）等を参照し、適正な維持保全を実施します。

3) マンホールポンプ

通常点検とオーバーホールを定期的に行い、概ね10年経過で更新していきます。

第2章 維持管理

1. 行動内容の規定

下水道の維持管理の目的は、管路・ポンプ場等の下水道施設を効率的に運用し、機能を十分に発揮させるとともに、その機能を保持して延命化を図ることにあります。そのためには、計画的に維持管理を進める必要があります。

個々の下水道施設は、地域特性を考慮して、重要性、緊急性、さらには費用対効果等から施設の運用の目標を設定し、目標を達成するための対応スケジュールを作成することが重要です。

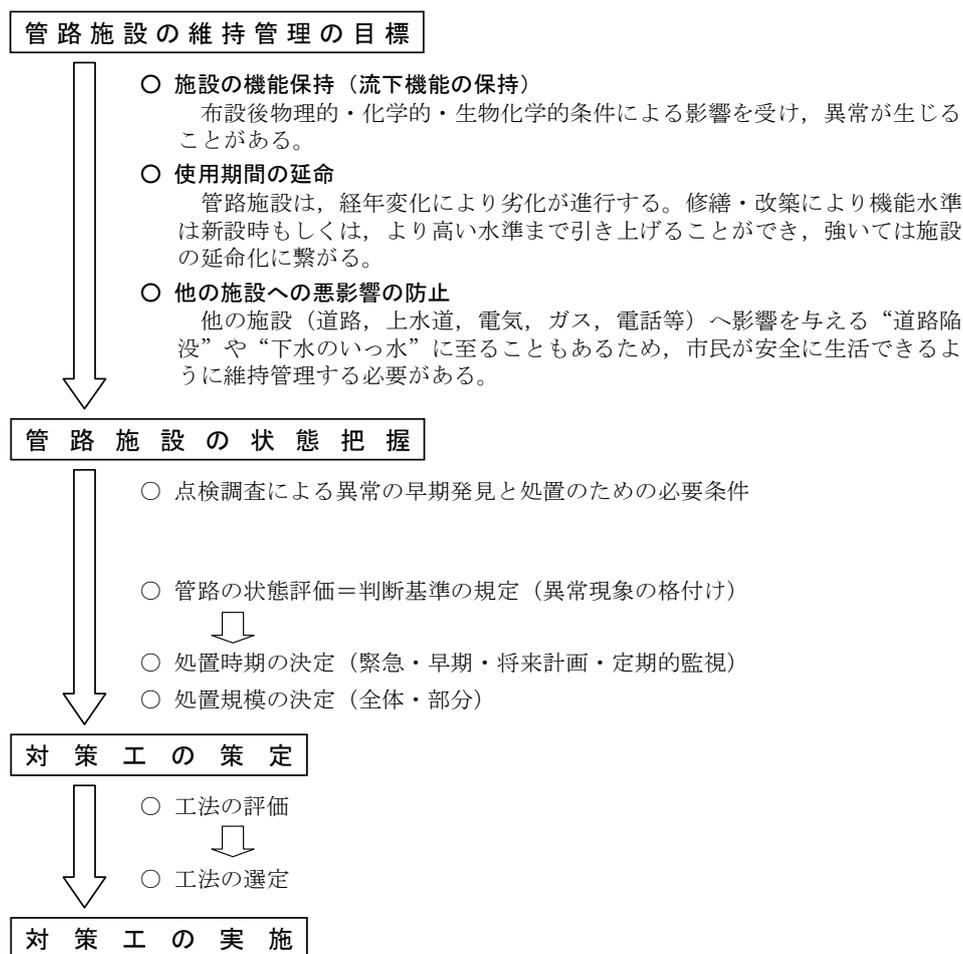
また、管理には、予防保全対応と事後保全対応があり、対応スケジュールに従って適正な維持管理を計画的に行うことにより、施設の延命化を図り総コストの縮減を実現します。

近年、全国的に下水道管渠の腐食等に伴う道路陥没が多発していること、また、下水道管渠の点検を実施している自治体の割合が2割程度と低いことを踏まえて、下水道の計画的な維持管理を推進するため、平成27年11月に下水道法の一部が改正されました。その中で、下水道の維持修繕基準が創設され、管渠のうち腐食のある箇所については、5年に1回以上の頻度で点検が義務付けられています。

2. 維持管理の手法

(1) 維持管理の流れ

管路施設は、汚水や雨水の集水・排水機能を保持することであり、常に管路施設の状態を把握し、その評価と対応策の策定と実施までを一連の流れとして確立しておく必要があります。



図表 2-15 管路施設の維持管理の流れ

(2) 施設状態の把握

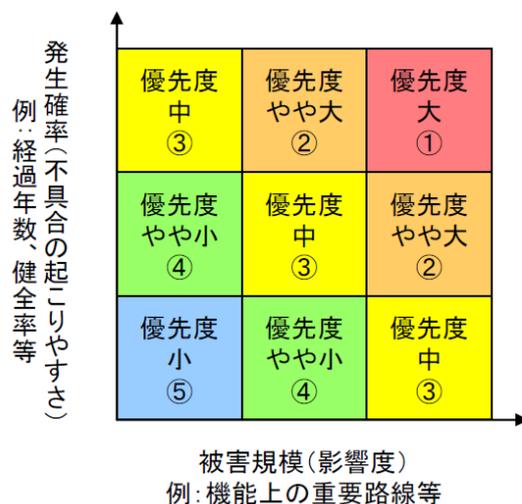
下水道管路については、平成 24 年度末時点で敷設後 30 年以上経過が全体の約 37% (246.4km/673.9km) となっており、老朽化が進んでいます。

平成 18 年～平成 24 年までに実施してきたテレビカメラ調査によると、調査対象の約 58% 程度に不具合が生じており、たるみや腐食が見られるものがあります。

また、ストックマネジメントの観点からは、劣化予測することにより将来の施設状態を把握し、事業量の推移を予測します。

(3) 対策の優先順位の考え方

管路施設については、耐用年数を過ぎた施設から順次更新を行っていくことは不可能であるため、現実的な更新計画が必要となります。このためには、同時期に建設された施設について、劣化度や重要度に応じてランク付けを行い、ランクが高い施設から前倒しで順次対策を実施します。ランクが低い施設については延命化を図り、実現可能な事業量まで対策施設を絞り込んで事業の平準化を図ります。



出典:「ストックマネジメント手法を踏まえた下水道長寿命化計画策定に関する手引き(案)」平成25年9月

図表 2-16 リスクマトリクスによる優先順位づけの例

3. 維持管理の内容

建設された管路施設等の機能を長期間にわたり適正に維持していくためには、以下の維持管理作業を体系化して実施します。

1) 巡視

巡視は、維持管理の基本的作業として、マンホールの蓋の開閉は行わず、管路施設の地上部やマンホール蓋の状態を把握するために実施するものであり、マンホールの浮上や沈下、道路陥没の予兆の発見など、巡視により得られた情報から緊急点検や調査の必要性についての判断を行います。

2) 点検

管路施設の点検は、マンホール蓋を開閉して施設内部の状況を定期的に把握し、清掃・しゅんせつ及び調査の必要性を判断するための情報を収集するとともに、異常箇所を早期に発見することを目的に実施します。管路内に人は入りません。

3) 調査

調査は、点検業務により確認された不具合及びその原因並びに確認されなかった不具合の有無を詳細に把握するために実施し、潜行目視及びテレビカメラ等を用いた視覚調査と視覚調査では判断できない場合に詳細調査を実施します。その他、対策工法を計画するためにも実施します(図表 2-17 調査方法の分類参照)。

① 視覚調査

視覚調査は、管路施設の状況を把握し、異常箇所または区域を明確にし、詳細調査の優先順位、詳細調査方法やその組み合わせの検討資料を得るために、潜行目視またはテレビカメラを用いて実施します。

② 詳細調査

詳細調査は、異常箇所的位置、状態及び異常の原因等を明確にし、管路施設の改築・修繕に関する検討資料を得るために実施します。

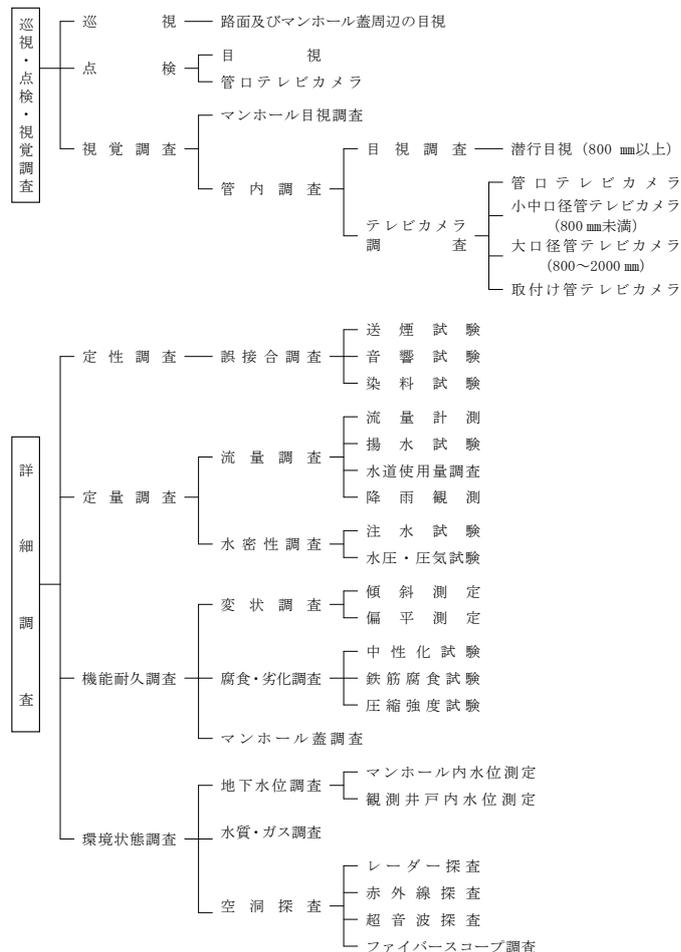
4) 清掃・しゅんせつ*

清掃は、管路施設内に堆積した土砂等を除去し施設能力を維持するとともに、臭気等の発生を防止するために行います。

* 底部構造がある施設に対して行う行為を「清掃」、底部構造がない施設に対して行う行為を「しゅんせつ」という。

5) 修繕・更新

下水道管路施設は、建設後の時間経過とともに老朽化が確実に進行し、施設の健全な機能が保持できなくなることから、施設の機能を回復するために修繕・更新を実施します。



出典：「下水道管路施設 維持管理マニュアル 2007」

図表 2-17 調査方法の分類

また、ポンプ場施設については、保守点検、調査、修繕及び改築等による計画的な保全管理を実施します。

4. その他

(1) 計画の見直し

ポンプ場については、長期的に、人口や汚水排水量の減少を踏まえた能力・規模の見直し及び統廃合等について検討し、計画の見直しを行っていく必要があります。

(2) 公共下水道区域と合併浄化槽の合理的な区域設定

公共下水道区域と合併浄化槽の合理的な区域設定により「公共下水道全体計画区域」を縮小する見直しを行い、事業費及び施設ストックの増加を抑制し、効率的な整備を進めます。

(3) 耐震性の強化

今後は既存施設の耐震性の強化を図るとともに、新設する施設については耐震性を十分に考慮した整備を推進します。

第3章 マネジメント行程表

今後 40 年間（平成 28～令和 37 年度）で実施が想定される主な取り組み、想定時期を検討し、長期的な行程表（ロードマップ）として取りまとめを行います。

1. 管路施設

管路については、上尾市公共下水道長寿命化計画に基づき、健全度の低下した路線のみを改築する「予防保全型施設管理」を導入した改修・更新を行っていきます。

なお、長寿命化計画は、5 年ごとに策定し、継続的に P D C A サイクルを回しながら適切に管理していきます。

2. ポンプ施設

(1) ポンプ場設備(電気・機械)

ポンプ場ごとに点検・調査及び長寿命化計画の策定を行い、計画的な改修・更新を実施します。

(2) ポンプ場建屋・土木構造物

ポンプ場ごとに健全度調査等を実施し、それらの結果を踏まえて施設更新・延命化を検討します。

(余白)

上尾市個別施設管理基本計画

平成 28 年（2016 年）3 月 策定

令和 3 年（2021 年）3 月 改訂

上尾市行政経営部施設課

〒362-8501 上尾市本町 3-1-1

電 話：048-775-5115 FAX：048-775-9819

E-mail：s58000@city.ageo.lg.jp